

満州国の東部内モンゴル統治

ボリジギン・セルゲレン

序説	74
第一章 満州事変以前の東部内モンゴル	75
第一節 清朝後期の東部内モンゴル社会	75
第二節 清末東部内モンゴル社会の危機	77
第三節 満州事変以前の東部内モンゴル自立運動	80
第二章 満州事変後の東部内モンゴル情勢と関東軍	83
第一節 内モンゴル独立軍の活動	83
第二節 内モンゴル独立軍に対する関東軍内部の不一致	86
第三節 東部内モンゴル各旗の満州国への統合過程	87
第三章 満州国のモンゴル行政	89
第一節 満州国初期の対モンゴル行政	89
第二節 満州国中・後期の対モンゴル行政	93
附；満州国モンゴル統治機関図	96
第四章 満州国の対モンゴル地方行政	97
第一節 満州国の対モンゴル特別行政の設置	97
第二節 満州国の対モンゴル特別地方行政の実施	101
第三節 モンゴル旗従来の特権と整理	106
結語	108
注	109

序 説

満州国の政治・経済史研究は、日本および中国の日本植民地経営史、日本帝国主義史研究によって展開され、多くの蓄積がある。これらの研究は、主に旧満州の東北三省（南から遼寧省、吉林省、黒龍江省）をその研究対象地域とした。1960年代から1970年代にかけて、満史会『満州開発四十年史』（満州開発四十年史刊行会、1964—65年）、満州国史編纂刊行会編『満州国史・総編』（満蒙同胞援護会、1970年）等経済史の観点より植民地経営史の研究、満蒙開拓団の研究が盛んに行われた。1980年代から1990年代にかけて満州国の国体、経済対策、外交の研究も著しい進歩を見せた。山本有造編『「満州国」の研究』（緑陰書房、1993年、増補版1995年）は経済的分析を加え、従来の研究があまり扱ってこなかった国制や地方支配状況、文学、建築など満州国の多面的な像を描き出すことを試みたと言える。

中国では日本より遅いものの、姜念東の『偽満州国史』（吉林人民出版社、長春、1980年）を契機に王承礼主編『中国東北淪陥十四年史綱要』（中国百科全書出版社、1991年）が編成された。資料では『偽満州国政府公報』（遼沈書社、1990年、沈陽）の出版がその資料の完全性と参考価値から見て画期的と言える¹⁾。

しかし、上述した研究の殆どは東北三省を対象にしており、満州国の一部分であった東部内モンゴル地域をその研究視野に入れて検討していない。更に、中国における現代史研究は中国共産党革命成功史を中心に展開され、当時の国際社会から正当な政府と見なされていた国民党政権の歴史さえ過小評価するなど問題が多く存在し、内モンゴル地域における少数民族勢力に対する研究は極めて遅れているとも言える。

満州国期の東部内モンゴル問題について、日本の大陸政策の一工作運動であるという日本側の認識は強い。また中国側には祖国からの分離独立運動であると見なす傾向があり、この問題に対する研究も再検討も積極的に行われておらず、扱い難

い側面も存在する。

本研究は上述先行研究の範囲と視点を再検討しながら、満州国の東部内モンゴル政策について考察・分析し、今まで十分に取り扱われてなかった満州国のモンゴル政策の一部を補うとともに、中国と日本における内モンゴル研究に当事者である内モンゴル人の視点を添えることを目的としている。

本稿では下記のような四章に分けて検討を行った。

第一章では、満州事変以前の東部内モンゴル社会構造と経済状況を考察し、清末、民国時代という変動の時代に東部内モンゴル社会がどのような運命にあったのかを分析する。その中で、社会構成員である王公と数少ない学生の動きも観察し、満州事変以前の東部内モンゴル社会の全体像を描き出すことを試みる。

第二章では、満州事変から満州国建国までの半年間において東部内モンゴルの王公、知識人が満州事変をどのように受け止め、認識し、また行動したのかについて検討する。この時期は、関東軍による東部内モンゴルを満州国に統合する工作とも重なる。

1930年代初期に政治の舞台に登場したモンゴル王公・知識人について、従来は関東軍の操り人形又は祖国からの分離独立を狙った反逆者として描かれるのが公式見解であった。本文では、彼らを命ある人物としてその行動を検討、解明することを試みる。彼らに関する記録・史料及び書き残した回想録からは、彼らが当時の国際社会において民族の自治自立、独立を目指して取り組んでいたことも、またその目標達成のため当時の日本の拡張勢力を利用しようとした試みも覗える。

第三章では、満州国の東部内モンゴル行政において、満州国の対東部内モンゴル政策を分析する。特に、中央におけるモンゴル行政興安省に焦点をあてる。

台湾とも、朝鮮とも事情が違う満州国の植民地経営は日本にとっても新しいテーマであった。満州国建設に関わった多くの官僚は二つの重荷を背

負っていた。主権国家を建設し、日本人がこの国家の中枢に主導的な役割を果たすことによって日本の対外利益を保証することと、同時に満蒙諸民族の参加者の理想を達成しなければならなかったのである。

14年間に渡る満州国の東部内モンゴル統治は、東部内モンゴル社会発展の最も重要な段階の一つであった。この間、東部内モンゴルにおいて地方行政改革が行われ、従来の社会構造に大きな変化をもたらした。同時に、実施された財政政策、土地所有政策、衛生、教育政策が間接的、直接的に東部内モンゴル社会の近代化を推進した。内モンゴル近現代史を検討するにあたっては、満州国期の考察なしには論じられない。

第四章では第三章に続き、満州国の東部内モンゴル政策で地方における満州国の行政に関する具体的な考察を行った。この章では特に地方行政単位であった旗²⁾の行政的变化に注目し旗長であるザサグ王の財政・権限の変化と旗における予算案作成、衛生、教育政策の実施など満州国の試みを考察する。

第一章 満州事変以前の東部内モンゴル

一 清朝後期の東部内モンゴル社会

1. 内モンゴルと東部内モンゴル

内モンゴルという名称は清朝の「ウブルスサグモンゴル内扎薩克蒙古」=「ウブル・ザサグ・モンゴル」に由来する。ウブルはモンゴル語で「南、ふもと、内部」を意味し、ザサグはモンゴル語の「行制」,「旗長」に匹敵する。合わせてここでは清朝の内モンゴル行政制度を表す。この名称を漢籍文献ではその地理的位置がモンゴル高原のゴビ沙漠の南に位置することから「漠南蒙古」と記述した。また、清朝建国以前から満州人貴族と親密な関係を持ち、西域モンゴル・漠北モンゴル地域と比べて比較的早期に満州人と同盟を結び、外藩内部モンゴルであることから「内蒙古」(内部モンゴル)とも記述した。

清末、民国期になると「内蒙古」という名称が定着した。その後、内蒙古地区・内蒙古高原と称

し、東西に分断した内モンゴルのうち東側部分を「東部内モンゴル」と呼び、1930年代に入り関東軍の勢力が深く関わった徳王の西部モンゴル軍政府を特に「蒙疆」とも呼んだ。本文で用いる東部内モンゴルは清朝以後の内モンゴルの東部地域(ホロンベール〔呼倫貝爾〕特別地域を含む)を指す。

ここで、本稿の舞台となる1930年代の東部内モンゴルの形成を見てみる。

16世紀末期から17世紀初頭にかけて、遼東半島の満州諸部族と遼河領域の北元(明朝勢力によって万里の長城以北に後退した従来の元朝勢力を指す)ホルチン(科爾沁)³⁾部族のモンゴル貴族と交流があった。その後、お互いに血縁関係を築き、満州諸族内部と周辺部のモンゴル諸族へ勢力を伸ばしていった。1616年に現在の中国東北部に満州部族のノルハチが満州諸部落を統一し金国(後「後金」と記述される)を建国した。ノルハチの三男ホウタイジが後継した後も、モンゴル・ホルチン部との結縁関係を持続させ、東部モンゴル部族の支援を背景に勢力拡張戦争を続けた。満州とホルチン部モンゴルの連合軍は1632年、当時漠南モンゴル各部落の実質的な指導者であったチャハル(察哈爾)⁴⁾部の北元皇帝リグデェン・カーンを討伐し、1634年シャラタラー戦争(現在の中国青海省領内)において決定的な勝利を収めた。1636年になると北元漠南(ゴビ沙漠地帯以南モンゴルの総称)モンゴル諸部族49の貴族が盛京(長春)に集まり、ホウタイジを「ボグト・セチェン・カーン」と推定し、国名を「大清」とした。この49貴族の奉領地と一部分の総管旗をあわせて通常ウブル・ザサグ・モンゴル(内モンゴル)とした。その後、ほぼ1世紀の間にモンゴル民族の諸部族が大清満州皇帝の支配下へ段階的に組み込まれていった。

清朝北側のモンゴル、西側のチベットを行政上清朝外藩とし、これらの地域の従来の習慣法を基礎として治蒙、治チベット統治政策を作成したのは清朝理藩院則例である。理藩院則例はモンゴル統治の根本法であった。

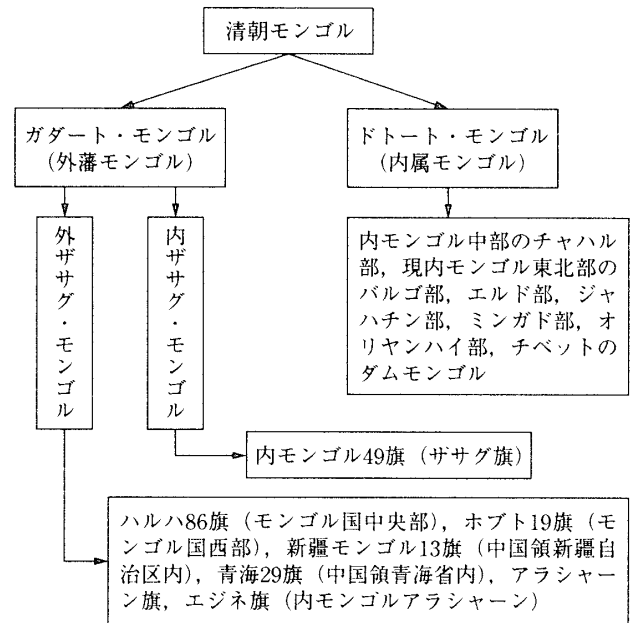
辛亥革命以後、民国政府・北洋政府は北京に理藩院を継承して蒙蔵院を設置し、蒙旗事務を掌握していた。その則例も清朝の理藩院則例と殆ど変わらないものであった。1928年になると国民軍は北閩戦争に勝利を収め、北京・天津を支配下に置いた。後に、内モンゴル地域に漢人行政の省制を実施し、各旗を周辺の従来の省と合併させたり、新たな省を設置したりした。東部内モンゴルのジリム盟10旗は黒竜江省・吉林省・遼寧省に配分され、中部・西部内モンゴルは熱河省・寧夏省に合併され、また新たにチャハル（察哈爾）地方に察哈爾省・綏遠省が設置された。これによって内モンゴル全域は中国の統一行政機関省の管轄下に置かれることになった。東部内モンゴルのジリム盟とホロンベール地域は東北軍閥下に置かれ、従来のモンゴル地方行政は危機にさらされることとなる。

2. 旗制による清朝のモンゴル統治

清朝の対モンゴル諸部族・地域支配の基礎は蒙旗制度である。大清朝が建国されると、ホルチン地域を含むモンゴル王公たちを建国に寄与した功績の順に親王・郡王・貝勒・貝子・鎮国公・輔国公・台吉（頭・二・三・四等と分ける）・塔布裏と分けて一定の地域を割り当てて支配した。これによって従来モンゴル内部にあったカーン・ノヤン・タイジ・ジノン等の支配階級名称がなくなり、清朝の新たな区分によるモンゴル社会の統治階級が形成されることとなる。これらのモンゴル貴族は行政権を有するザサグ・タイジ（台吉）という貴族と行政権を持たないタイジ（閑散台吉）という貴族に分けられる。通常、これらのモンゴル貴族をモンゴル王公と総称する。その比率は地域によって異なるが、ザサグ旗では人口の二割を占めると言われている⁹⁾。17世紀半ば、モンゴル人地域に満州人の軍事組織「ホシヨ」に見習って旗の行政が設置された。

旗はその統治システムと継承形態からザサグ旗と総管旗とに分けられる。ザサグ旗はまた遊牧旗とも称する。旗長であるザサグは旗民に対して広汎な自治権を有していた。総管旗はモンゴル部族

図1 清朝によるモンゴル各部分類図

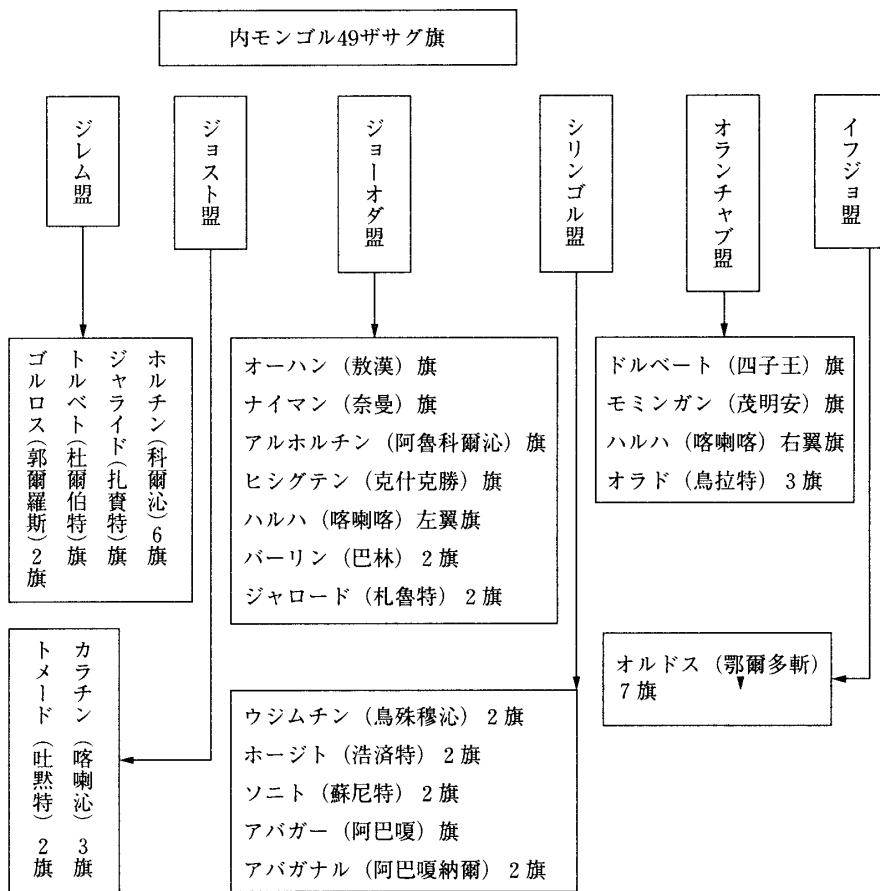


の一部と北部ツングース系民族、即ちダオール・満州・ソロン等の地に軍制八旗を敷き、旗長は中央から派遣され、旗務を統括する。その他、小クーロン旗はラマの中から旗長を選定し、旗務を統括する特殊な旗である。この旗をザサグ・ラマ旗と称する。

内ザサグ・モンゴル旗は旗内に兵力を所有することができる。中央においては理藩院の下組織に位置付けられる。それに比べて外ザサグ・モンゴル旗には兵力の所有は認められず、現地に派遣される將軍の支配下に置かれる。ドトート・モンゴル（内属モンゴル）はザサグを設けず、中央から旗に旗長が派遣され継承しない。上部組織として現地將軍が掌握する。

蒙旗制度は清朝のモンゴル地域を統治する基本的な政策である。旗の設置によって、従来は極めて曖昧であった諸部落間の牧草地領域が明確に境界が定められ、境界を越えて遊牧することは厳しく取り締まられた。また、モンゴル王公間の従来の血縁・地縁関係を重視する服従・身分関係が新たに細かく分けられ、上下間の絶対服従関係を明文化することによってモンゴル社会の隅々まで厳格に管理しようとした。とりわけ、モンゴル地域と漢人地域が接する地域での交流を禁止し、漢人農業移民のモンゴルにおける牧草地開墾、居住

図2 清朝内モンゴル49旗



を禁止し、商人の往来を大幅に制限した。

上述のように、清朝はモンゴル社会内部間の交流を禁止し、漢人社会とも隔離させ、満州皇帝とモンゴル人王公の主従関係を軸にその支配を行おうとした。この政策と法律がモンゴル社会内部の牧草地を巡る紛争を鎮静化し、地域の区分によってモンゴル地域間の交流を中断させた。一方、資本の蓄積と市場経済の形成という点では、農耕社会と比べ極めて弱い体質を持つモンゴルの遊牧経済は、農耕民の進入を禁止したことで長い間守られ、温存された。中見立夫は「もともと古代以来、北アジア遊牧社会において政治権力は、牧地の設定と軍団の編成を契機として発生していた。ところが清朝という外部権力がモンゴル社会に対し統制・介入することによって、これら権力生成の内的要因は阻害され、モンゴル内部での権力交替は起こらなくなった。」⁷⁾と分析し、清朝の対モンゴル政策は極めて巧妙であると指摘している。従来のモンゴル高原の放牧的社会と比較すると、蒙旗

制度は王公や貴族の権益を保証し、不動のものにした。また、旗行政を通じて中央集権的性格も一層強化された。

二 清末東部内モンゴル社会の危機

1. 「蒙禁」政策の解禁

清朝はモンゴル社会全体を地域ごとに分解し、一部の王公たちの権益を法制化し、保証することによってモンゴル社会の中央集権・内部の不統一を図った。いわゆる蒙旗制度である。その結果、従来のモンゴル社会は全体的に弱体化し、統一の共同体として無力化していった。その代わりに、清朝はこの制度を用いることによってモンゴル社会の中央集権に成功した。清朝はまた、漢族とモンゴル人の分離統治を用いて、経済的・政治的連帯を断ち切った。蒙禁政策である。蒙禁政策とはモンゴル人が従来から居住する万里の長城以北の地方への満人・漢人の移住、商業活動を法律で禁じた政策であり、この政策によって今まで交換市場

の多発によって社会の混乱も生じていた。雍正元年（1723年）、2年に渡って河北・山東を襲った早魃は華北地方農民に致命的な打撃を与え、清朝政府は今まで禁止していたモンゴル地域の断続的な開放を黙認するようになった¹⁰⁾。今回の早魃をきっかけに漢人地域と接するカラチン（喀喇沁）左・中・右三旗、トメード（吐默特）左・右二旗・オンニュート（翁牛特）旗・オーカン（敖漢）旗などの一部の地域が漢人農民に開放された。いわゆる「借地養民」政策が実施されたのである。日々深刻になる財政赤字とロシアの脅威を感じた清朝政府が万里の長城外接地域への漢人農業移民入植禁止の姿勢を根本的に改めることとなったのは、1901年に盛京將軍増祺がロシア軍の満州占領の野心とシベリア横断鉄道建設による脅威を上奏したからである。この上奏文で増祺は新鉄道沿線に漢人農業移民を居住させる事を強く主張した。1902年、光緒皇帝は「放墾蒙地」を発令し、貽谷を蒙旗墾務大臣に任命、事実上「蒙禁」政策の廃止となった。その後、漢人のモンゴル地帯への進出は逐年増加の方向を辿り、「殖民実辺」策の実施は漢人農民のモンゴル地域定着に拍車をかけた。こうして、清朝は緊迫する流民問題と辺境危機の対処として今まで一貫して行ってきた蒙禁制度を変えることになる。

開墾を補佐する諸機関は19世紀の後半に東部内モンゴル地域で設置されていたが、清朝政府が積極的な指導を行うに至ったのはむしろ20世紀の初頭である¹¹⁾。開墾可能と思われる各蒙旗内の蒙地で測量業務を行い、土地の確定、売却を行う「墾務局」を設けた。取得した土地に対して、農民は「永遠管業」・「永遠耕種」という表現を用い、農業を営む権利を獲得し、その代わり一定作物またはそれ相当の銀両を地租、即ち蒙租として蒙旗側に支払う。蒙旗側はこの土地に対して所有権を持っており、地局または徴租局を通じて地租（蒙租）の徴収を行う。「徴収される税率は旗によって異なるが、一般的に四割は国税として国庫に、残余の六割が蒙旗の財源に帰属する」¹²⁾という。

一方モンゴル人牧民と寺院には生活を維持すべ

く最小限の土地が与えられ、その他の土地は開墾用の土地にあてられた。開放蒙地である。開墾用の土地即ち開放蒙地はその質によって上下三つに区分され、それぞれ4.5両、2.4両、1.4両の価格で公売され、売却総額の1割5分が測量費にあてられた。その他は、定かではないが一定の割合で蒙旗ザサグ王公と清朝政府国庫に納められた。

清朝末期に行われた「借地養民」策の実施は蒙地開放を醸成した。1913年の統計では、ジリム盟10旗の総面積70万9,600平方里の38%にあたる27万3,000平方里が開放され開墾されていた¹³⁾。これらの開墾地は、早くは道光年間（1821—1850）からあるが、開放蒙地の殆どは光緒年間（1871—1908）から民国にかけて開放された¹⁴⁾。開放蒙地において、漢人移民の居住地帯に県が設置され、県公署がその統治にあたった。蒙租徴収にあたる為に蒙旗が現地に地局を設けた。

蒙旗はこのような歴史的沿革に沿って農業移民からの徴租権を保持し、地租が蒙旗の大きな収入源になっていた。光緒28年（1902年）になると、清朝が今まで蒙旗が開墾を壟断していた状況を一変させ、清朝が地租徴収に直接介入するようになった。蒙租の一部が清朝に流れることによって、清朝が財政的にも辺境防衛目的においても大きな成果を挙げたといえる。民国になると従来清朝へ送られる蒙租の一部が地方軍閥へ流れ、更に広大な牧草地が開墾される運命を辿るのである。

上述のような清朝の対モンゴル支配形態の変化を受け、内モンゴル地域では大規模な開墾が行われ、旗内の漢民族農民が集中する地域には県が設置された。その直接的な結果として多くの良質牧草地が開墾され、農地化が進むことによって牧草地が激減し、牧民は排除された。同時に社会内部において民族間の対立が目立ち始めた。この時期からモンゴル牧民は農業経営を強いられ、中国人地域から近かったカラチン旗（現赤峰市）・ジリム盟10旗（現通遼市、遼寧省、吉林省、黒龍江省の一部）に半農半牧の生活形態が現れ、農業地帯から放牧地帯への過渡地帯と認識されるようになった¹⁵⁾。このように、農業移民の増加、開墾が

モンゴル型遊牧社会の自給自足経済に衝撃を与えた。清朝政府は開墾地の貸付に高額な前金を収集し、その後も地租を徴収し財政赤字を克服しようとした。

2. 内モンゴル地方の対外的危機

1896年『中俄密約』によってロシアは東清鉄道の修築権を取得し、また、モンゴルと満州における鉄道修築、鉄道沿線の占有、鉱山開発と工商業経営権を獲得した。その後シベリア鉄道の東清部分が着工され、東部内モンゴル領内では380kmあまりが通過していた。それによって鉄道沿線は開墾・伐採され、この地域の農産物・牧畜の輸出は劇的に増加した。「ゴルロス前旗開墾沿革」によると、「郭爾羅斯中旗に入れば、鉄道両側の地域は、開墾日尚ほ浅きも、歳に多額の農産物を出し、常に本線の運輸に依り、哈爾賓を経て浦監斯徳に輸出され、就中、小麦、大豆等の出産甚だ巨額に上る」¹⁶⁾とあるように1911年から1917年まで東清鉄道を経由してロシアに運ばれた農産物は14億4千万キログラムにのぼる¹⁷⁾。

20世紀初頭になるとロシアの道勝銀行はハイラル（海拉爾）・張家口・マンチューリ（満州里）に支店を構え、内モンゴル地域への紙幣、債権の発行を行っていた。このように、ロシアは1903年完成を契機に南満州鉄道の付属地を含む内モンゴルの広範な地域に影響を及ぼしていた。

日露戦争以後になるとロシアの内モンゴルと満州地域におけるその勢力範囲に変更が生じた。ロシアの勢力範囲は北満・内モンゴルの西部地域・外モンゴル（漠北モンゴル）に限定され、南満州・東部内モンゴルの一部分が日本の影響下に入った。その後、日本は関東州を設置し、その後1918年に関東州の警備にあっていた駐屯軍によって関東軍が組織されると、彼らに南満州鉄道付属地の治安維持を任せるようになった。

従来、清朝はモンゴル貴族の領主式統治を通じて間接的にモンゴル地域の統治を執行していた。しかし、その後、「蒙禁」解除令によって清朝政府の直接的経済介入に変わった。このことによって農民集中地域に行政機関が設置されることとな

り、今までのモンゴル貴族の巨大な地方統治権限は著しく弱体化した。また、1902年以後になると自然災害による一時的な借地養民の特徴は薄れ、牧草地を入植者に借し出し、耕作権利金地租の徴収によって当時深刻になっていた国家財政の立て直しを図る清朝の経済活動として動き出した¹⁸⁾。一方、清朝とモンゴル地域との統治関係に変化が生じ、またロシアと日本によるモンゴル地域の経済・政治的進出により、モンゴル王公と知識人にはさまざまな影響があった。今までモンゴル王公の単一的直接統治のみを受けてきたモンゴル地域が「蒙禁」解除令によって多くの漢族農業移民の受け皿となった。軍閥進出・外国勢力の拡張等を受けて階級闘争・民族間対立が激化するに連れ、モンゴル自身の自立・独立の進路も考察され、王公を含むモンゴル各界の人々の自己認識が強まっていった。このときの状況を中見立夫は「モンゴル民族をとりまく状況の変化のなかで、アイデンティティの模索がはじまっていた。このようななかで、近代的な意味での民族意識の覚醒が起っていた」¹⁹⁾と指摘している。

三 満州事変以前の東部内モンゴル自立運動

1. 東部内モンゴル自立運動の背景

1840年のアヘン戦争時、東南沿海に駐屯していたモンゴル騎馬隊が致命的打撃を受け後退した。1858年になるとモンゴル騎馬隊最後の一団のセンゲリンチン隊が1860年まで2年間に渡って天津周辺でイギリスとフランスの連合軍と戦い、破滅的な打撃を受けた。その影響を受け、中央におけるモンゴル王公の立場も相対的に後退していった。1900年になると、義和団が万里の長城を越え、東部内モンゴルカラチン（喀喇沁）地域へ入り込み、ジョソト盟・ジリム盟などが大きな打撃を受けた。多くの王公が自分の武装勢力の養成を唱えるようになったのもこの時期である。

1902年の移民實辺政策により、今まで消極的であったモンゴル地域への漢人移民がこの政策により奨励され、多くの農業移民がモンゴル地域に溢れ出した。一部のモンゴル牧民と王公達に反対運

動が出たものの鎮圧された。

対外的に、ロシアの勢力は1903年東清鉄道が完成されると沿線を拠点に内モンゴル地域に勢力を広げた。その後、日露戦争によって東部内モンゴル南部からロシア勢力は撤退し、新たに日本の勢力が入り込んだ。

このように、清朝末期になると、東部内モンゴルは対外的にロシアと日本の進出によって危機にさらされ、国内的に大量の農業移民の移住先となり、民族対立が一番集中していった。東部内モンゴルの各旗、特に漢人地域に近隣し一番直接その圧迫を受けていた各旗は、モンゴル人の自立を探りはじめた。主に新式学校の建設、軍隊の組織、貿易の統制などに現れている。

1911年辛亥革命を前後にして漠北モンゴル²⁰⁾はロシア極東勢力の直接的な支援を受けて11月に独立を宣言した。モンゴル国ボグト・カーン(活仏)政権である。その後、モンゴルのボグト・カーン政権は内モンゴル49旗²¹⁾に対しボグト・カーンの親書「秘密文書」を送りつけ、大モンゴル国の建設を呼びかけた。この中で、呼びかけに直ちにに応じたのは35旗とも38旗とも言われている²²⁾。モンゴル国と近いシリング盟10旗は全部、漢人地域から近く漢人と関係の深いジリム盟10旗でも7つの旗がモンゴル国への編入を希望し、ホロンベール(呼倫貝爾)地方の牧民は移動さえ始めた。当時、内モンゴルの多くの旗がモンゴル国編入を期待し、希望していたことが伺える。

2. グンサンノルブの自立運動

グンサンノルブ(1871—1930)は1898年からジョソト盟喀喇沁右旗(カラチン右旗)ザサグとなる。この時期は、東部内モンゴルは経済的に清朝から溢れ出す農業移民に押しつぶされる時期とも重なり、僅かな期間にモンゴル人と漢人移民の人口が一転し、旗内に移住してきた移民数が圧倒的に多くなる。一方、領主内部の土地が激減したモンゴル王公は漢人商人から多くの物資を購入し、その返済のため牧民への掠奪が一層増えた。これに対し、東部内モンゴル各地では牧民の抵抗が根強く存在し、しばしば反漢人農民の開墾、反王公運動

が起っていた。政治的には、清朝中枢にアヘン戦争を機に漢人官僚が台頭し、今までの政治体制が大きく変わりつつあった。また国外からの列強の侵略により清朝内部は打撃を受け、政治的に極めて不安定な状況にあった。1900年、義和団蜂起により北京が危機に陥り、1908年に光緒皇帝が亡くなると、南方で革命の風潮が高まり、漢人官僚の内部分化も始まっていった。このような清朝の内部不安定要素は、境界を接する東部内モンゴル盟旗に大きな影響を及ぼしていた。

1902年になるとグンサンノルブは旗内に宗正学堂、毓正女子学堂、守正武備学堂などの新式学校を創設し、図書室、石印新聞を発行していた。また、現代的な郵便システムを旗内に実施した。その後、喀喇沁王府に出入りしていた日本人浪人佐々木安五郎を経由して1903年から上海の女学校で教鞭を執っていた河原操子が王府に教鞭を執り、その後も、「東部内モンゴル調査報告」の執筆者の伊藤龍太郎と吉原四郎が守正武備学堂の教官となり、近代的な軍事訓練を教えていた。

1903年グンサンノルブは日本政府駐清朝公使内田康哉の招待を受け日本を訪問し、大阪で開催された第五回全国勸業博覧会などの見学した。この経験は若いモンゴル奥地の王にとっては何もかもが新鮮で、急ピッチで邁進する日本の姿は衝撃を与えた。日本から帰国したグンサンノルブは、モンゴルの改革・近代的組織の形成・軍事力の保有を訴え、これらを実現するには教育が基礎で、その教育が新式教育にほかならないという強い自信と信念を得たという²³⁾。その後、1906年になると日本陸軍参謀本部次長福島安正中将の紹介でグンサンノルブはイテチン、エンヘブレン、ノミンビリグ、テムゲート、于亘山を日本へ送り留学させた。また、日本の駐北京の駐屯軍がグンサンノルブに銃100丁を送呈し、守正武備学堂の學員が正規に練習できるようにした。同時に王府内に警察局を設け、旗内の治安維持にあたらせた²⁴⁾。中見立夫はグンサンノルブの自強、自立への試みを「彼の思う改革は清朝体制の枠内のことであり、また具体的には、彼の領地に限定されていたこと

である」と旧体制の中、狭い範囲で行ったと指摘している。

武昌起義が起り、辛亥革命が中国全土に広がる
と、グンサンノルブをはじめ、北京在住のモン
ゴル王公は清朝の存続をかけて活動を行った。まず、
清朝に対し六項目に渡る要求を提出した。その概
要は①東部内モンゴルの盟旗は東三省総督、熱河
都統のけん制を受けない、②モンゴル自身が軍隊
訓練の権利を持つ、③モンゴル産品に対する収税
権の回収、④理藩部参議大臣へのモンゴル人起用、
⑤憲法上のモンゴル、漢人同権等であった²⁵⁾。要
求から、モンゴル人の武装力の養成、経済的自立
が主な内容として浮き彫りになっており、この時
点では独立・自治の意向はないように思われる。
しかし、1912年2月12日、溥儀が事実上廃帝され
ると清朝は滅び、駐京モンゴル王公達の態度は急
変するのである。グンサンノルブは早速北京を脱
出し、旗内の高級官僚を集め秘密会議を行った。
会議では「この数年来、学校を開校し、軍隊を訓
練、実業を振興して来たが、これはすべてモン
ゴル民族の独立の為の準備工作である。今は、清
朝が滅び、民国が起り、外モンゴルが独立した。こ
れはまさに我々が行動を起こすべき絶好の機会
であり、これを逃せば今までの苦勞は泡になる事
となる²⁶⁾」と所信を述べている。彼のこのような考
えの背景に「元来モンゴルは支那の一部ではな
い。唯だ清朝の正朔を奉じて来た為清朝から恩を
受けたが、支那の国家そのものと何等の関係ない。
今清朝が滅びた以上、モンゴルは当然支那と関係
なしに独立すべきものである²⁷⁾」という考えが
あったとも思われる。

その後、グンサンノルブはモンゴル側の事態を
観察させるためカラチン右翼旗出身の大ラマ・ロ
ブサンチョージュル（羅布桑却珠）²⁸⁾をイケ・フ
レイ（大庫倫、現モンゴル国ウランバートル）に
派遣し、新生モンゴル国の状況を観察させた。ロ
ブサンチョージュルは滞在期間中本旗出身でボグ
ト・カーン政権の中樞で活躍するハイサン²⁹⁾らに
モンゴルの状況を案内してもらった。その後、ボ
グト・カーンがグンサンノルブを内モンゴル49旗

の長と命じたことに対し、ロブサンチョージュル
はモンゴル国の未来に対する悲観の見方からその
使命を拒否したという³⁰⁾。ロブサンチョージュル
の説得によって一時期モンゴル国への合併に消極
的であったグンサンノルブは、1912年8月にジリ
ム盟ホルチン（科爾沁）右翼前旗ザサグ・オタイ³¹⁾
が「東部モンゴル独立宣言」を公布し、9月にな
りホルチン（科爾沁）右翼後旗・ジャライド旗・
左右ジャロード（札魯特）旗・ナイマン旗・ヘシ
ゲテン旗王公も参加すると、個人的にこの運動に
参加した。その後、グンサンノルブは袁世凱の北
洋政権官僚として北京に戻され、オタイ王をは
じめとする東部地域は呉俊勝が率いる東北軍閥に負
け、モンゴル国へ後退した。その後も、1914年か
ら16年にかけて清朝皇帝の復辟を狙う宗社党と日
本の支援を受けたバブジャブ³²⁾が決起した。いわ
ゆる第二次満蒙独立運動である。

やがて、第一次世界大戦が終了すると時のアメ
リカ大統領ウィルソンの提唱した「民族自決」は
全世界に広がった。中国にとって、これは中華民
族の統一と清末から列強によって失われた国家の
自立性の回復に他ならなかった。中国周辺少数民
族地域にとっては漢民族主体の国家、軍閥によっ
て掠奪された自民族の固有の権利を回復させ、自
分達の自立国家建設へのスローガンであった。

1925年10月張家口において内モンゴル人民革命
党が結成され、モンゴルとソ連コミンテルンの支
援と指示を受けて内モンゴルで革命活動を行った。
しかし、内部闘争によって1927年9月になると内
モンゴル革命党は解散された。

1931年、満州事変が起こると関東軍は一気に東
北軍閥を排除し、その勢力を北満州まで伸ばした。
軍閥と内部不一致によって進路が決まらない内モ
ンゴル地域はこれを一つの契機と受け止め、王公
をはじめモンゴル人新生ナショナリスト達も動き
始めた。その後、東部内モンゴルは泰来会議と鄭
家屯会議によって中国本土からの独立と満州国へ
の編入が促がされた。

小 結

清朝末期の東部内モンゴル地方は清朝の国家危

機にも遭遇し、経済的には牧草地の開墾によって極端に弱体化し、社会的には清朝中央におけるモンゴル王公達の勢力は後退した。また、対外的な列強の勢力拡張にさらされ、民族対立も著しかった。

1910年代から約20年間、内モンゴル人はモンゴル国の独立と清朝皇帝の廃帝などを経験し、刺激を受け、その後の内モンゴルの進路を探った。しかし、彼らの行動は近隣する軍閥のけん制を受けていた。同時に、この間内モンゴル地域をまとめる強力な求心力は形成されなかった。これは清朝における細分解支配の結果ともいえる。また、内モンゴルの各王公たちの新生モンゴルへの期待は徐々に減り、彼らにとって、将来に対する確信が確実にならなかったことも考えられる。

1928年、内モンゴル全域が民国の省行政に編成されると、省の統治管轄を受けるようになり、モンゴル人は一層危機感を強く抱くようになった。彼らは、元、明朝時代にはもちろん自分達の国家を形成していた。清朝においても中国内部の漢人農民と満州人と違う区別統治を受け、自分達の土地で高度な自治権を擁して来た故に省制の施行は危機意識を高めた。

第二章 満州事変後の東部内モンゴル情勢と関東軍

満州事変直後、関東軍は迅速に満蒙地域占領問題を解決するため、新政権樹立の作戦方針を探った。石原莞爾関東軍高級参謀をはじめ板垣征四郎参謀ら軍の強硬派は全満州占領案を提唱し「軍は断乎として所信を敢行」すべきであり、満州事変を契機に満蒙問題を解決しなければ「悔を百年に残す」と見ていた。そのため、朝鮮駐屯軍への支援及び遣外艦の営口への派遣協力を要請した³⁵⁾。時を同じくして、関東軍参謀長らは陸軍大臣と総長宛てに全満の治安維持を任せること、三カ師団の増兵、将来全満治安維持に関して軍が自給自足できることを説明し説得にあたった³⁶⁾。しかし、軍内部において、建川少将を中心とする一部の人は「長春以北には兵を派せざるを可」とし、

「現東北政権を潰し宣統帝を盟主とし日本の支持を受くる政権を樹立する」³⁵⁾べきであるとの意見を述べており、「要は親日政権の樹立に依り国防外交を我方に掌理せんとするに在り、軍年来の占領案より著しく譲歩しあり、而して此新政権の語中には支那本土と切り離すことに意味しあり」³⁶⁾との事変収拾方法が有力化していった。

9月22日、「満蒙問題解決策案」が決定され、「我国ノ支持ヲ受ケ東北四省及蒙古ヲ領域トセル宣統帝ヲ頭首トスル支那政権ヲ樹立シ在満蒙各種民族ノ楽土タラシム」³⁷⁾方針が出された。そして、23日になると、上述方針に基づき新政権樹立運動が本格化し、各方面の新政権樹立工作が始まった。「九月二十二日 午後四時天津軍司令官に宣統帝、竊振玉、徐良等を其の保護下に置くべきを通告す」、「今田大尉は二十五日更に洮南に向ひ洮南公所長河野正直を通じ張海鵬と連絡せしむ」、「ガンジュールジャブ（甘珠爾札布）二十日紅頂山の兵器検分、二十三日来奉、兵器交付約束」、「板垣の招電に依り竊振玉は二十二日来奉二十三日板垣参謀と面談、同夕吉林熙洽と連絡し更に洮南に到り張海鵬と連絡す」³⁸⁾…臼井勝美は「これら小軍閥が日本のおそらく買収をとまなう誘引と一方における威圧によって、張学良軍閥から離反し、日本側と抱合関係に入ったことが、満州の事態の展開にきわめて大きな影響を与えた」と述べている³⁹⁾。

本章では、特に満蒙問題解決における関東軍と東部内モンゴルの関係に注目し、東部内モンゴルが如何にして満州国に組み込まれていったのか、その過程を解明する。

一 内モンゴル独立軍の活動

1. ホロンベール青年党の再起

満州事変が勃発するや、張学良軍閥の「不抵抗」戦略により関東軍の影響は東部内モンゴルを含む旧満州地域に迅速に広がり、実質的にこの地方を支配していた張学良軍閥の基盤を大きく揺がした。そして、今まで活動が停滞していた東部内モンゴルの各勢力は事変をいい機会であると受け止め、早速関東軍及び日本領事館への接触を図った。こ

のような勢力には、昭和3年ホロンベール（呼倫貝爾）地方で独立運動を起こしたホロンベール青年党があり、その事実上の指導者は当時奉天の蒙旗師範学校長メルセ⁴⁰⁾であった。メルセ及びホロンベール（呼倫貝爾）独立運動に関してはほかに殆ど資料が残されていないため、本節では『日本外交文書』〈満州事変〉を中心に考察する。

メルセは事変後の9月24日に奉天の総領を訪れ、今回の事変を機にホロンベール地方の自治を図るために活動を再開する旨を伝えた。またこの活動に関して日本より「何等具体的な援助を受けんとするものにあらざるも同情を賜はらんことを希望するものなり⁴¹⁾」と語った。実際、ホロンベール青年党は軍事力を保持していなく、軍事力の担い手であるホロンベール地方蒙政庁の有する兵力は「歩兵百三十、騎兵百、其他の種族は各百乃至二百の兵力を有するに過ぎず」であり、兵器も極めて旧式であった⁴²⁾。そのため、もし日本軍が北上し「前進し来るに非れば独立は不可能なりとて悲観し」ているところもあり、日本軍への期待は大きかった⁴³⁾。また、メルセはハイラルにいるソ連コミンテルン代表を訪れ、支援を取り付けようとしたが、ソ連とモンゴルからの正確な支援を取り付けることは出来なかった。その後、メルセは今回の独立運動を「外蒙共和国との併合を目的とするものにあらずして全蒙古民族自決の目的達成のためなり」と位置付けた。また、日本軍の意思を確認するため奉天に向けたことをハルビン駐在武官より二宮参謀次長宛ての電報に「メルセ等は蒙古政庁要人と提携し目下支那の羈絆を脱せんと計画しあり之が為内蒙古及日本の意思を確める為都統及班禅は六日奉天に向い出発の筈なり」と述べている。しかし、その後関東軍とのやり取りに関する記述はなく、関東軍は武器弾薬の支援をモンゴル系独立運動に支給したものの、メルセへの支援は一回も行っていなかった⁴⁴⁾。その後、ホロンベール青年党内部において一致団結が図られるが、周囲の軍閥からのけん制は厳しく、大きな転換は行えなかったのである。メルセはその後モンゴル国へと渡り、蒙政庁都統のリンチンは1932年にな

ると満州国への統合のホロンベール地方代表として東北政務委員会委員となるのである。

ホロンベール地方の独立運動は日本軍に期待をして再燃したものの、決定的な支援を取り付けることが出来なかった⁴⁵⁾。またソ連からの支援を試みたが、それも上手くいかなかった。その後、1931年11月関東軍のチチハル占領を機に、満州国への合併が進められることとなる。

2. 内モンゴル独立軍の設立と関東軍の武器供給

満州事変を契機にモンゴルの独立を試みたもう一つの勢力はバブジャブの遺児ガンジュールジャブ（甘珠爾児札布）の率いる内モンゴル独立軍である。ガンジュールジャブは、1931年9月20日に既に関東軍が占領した紅天山に武器検分を行い、21日に奉天拓殖ビルに引越した関東軍指令部を訪れ、司令官本庄繁・参謀長三宅光治・高級参謀板垣征四郎・参謀片倉衷らと会見し⁴⁶⁾弾薬の支援を要請し認められていた⁴⁷⁾。また、秘密裏に会合を重ね、モンゴルの独立について仲間同士討論を行った。そして1931年9月24日、国内外のモンゴル人の知識人、自分の親戚、友人らに結集を呼びかけ、27日に集結した30余名の学生と親戚をもとに内蒙古独立軍を設立し、自ら司令官に就任した。その後も、日本から留学生が続々合流し、最終的に60数人になった。その中には奉天蒙旗師範学校のエリート学生ハフンガー、当時24歳で日本大学法科に在籍していたアスゲン、長崎高等商業学校のトグレイなどが名を連ねている。日本に留学している学生は当時日本に2、3名の連絡者を残し、その他は全て内モンゴルに戻ったという。その他、北京・天津・南京に留学していた学生らは30人余りおり、中国官憲の監視を受けて行動の自由を失っていたともいう⁴⁸⁾。

しかし、ガンジュールジャブのもとには実際常備軍が存在しなかったため、当時東部内モンゴルに散らばっていたモンゴル人武装勢力・匪賊・馬賊の蒙古独立軍への参加を呼びかけ軍の規模拡張を図った。その呼びかけに応じて参加したのはエルディニビリグ（包善一）の600名の騎馬隊と2,000人の歩兵、韓色王の2,000人の騎馬隊、天紅、高

山の匪賊800人の騎馬隊であった。その後、軍の編成が行われ、ガンジュールジャブが司令官に、サガラジャブ⁴⁹⁾は参謀長、退役中尉和田は顧問にそれぞれ就任した。ガンジュールジャブは自ら“蒙古独立宣言”を作り、通遼攻撃を仕掛け、成功した後に発表する準備をしていた。

9月下旬、軍が組織されるとほぼ同時に関東軍から弾薬の支給が行われた。その連絡役を務めたのは当時モンゴル通と言われていた南満州鉄道株式会社（以後「満鉄」とする）鄭家屯所長の菊竹實蔵であった。「満州事変機密政略日誌」によれば10月1日付で小銃200を菊竹経由で、また10月2日に洮南方面張海鵬に小銃3,000交付する際、ガンジュールジャブにも小銃3,000を交付している⁵⁰⁾。

その後、関東軍は10月中にも東部内モンゴル領内の四平—洮南間の鉄道沿線を占領し、内モンゴル問題が具体的になると関東軍参謀板垣・片倉及び菊竹実蔵満鉄鄭家屯所長・松井内モンゴル独立軍顧問らと会見し、新たな「内モンゴル独立軍」支援策が講じられた。その際も、小銃の弾薬10万発を支給、拳銃5,000発が支給されることとなった⁵¹⁾。

3. 内モンゴル独立軍から内モンゴル自治軍へ

1931年10月に入ると、内モンゴル独立軍はホルチン左翼後旗に集結し、通遼を攻撃する具体的な日程に移っていた。しかし、呼びかけに応じて参加した（包善一、韓色王と天紅、高山）各軍は弾薬を分けてもらったものの、その後の軍事作戦に積極的に参加しようとはしなかった。独立軍への参加は明らかに武器弾薬が目当てであった。又、包善一にも天紅にも、関東軍が引き上げた後、日本軍に協力したことで東北軍から報復を受けることへの不安と、出来るだけ自分の勢力を保持しようとする独立運動への認識の不足が伺える⁵²⁾。ガンジュールジャブは中国当局からの報復を避けるため包善一の家族を大連に引っ越しさせ、また軍の司令官の座を包善一に譲った。また、従来の内モンゴル独立軍の「独立」を「自治」に変え、内モンゴル自治軍と改名した。内モンゴルの中国本

土の枠での自治であることを強調し、参加者の戦闘力を引き出そうとしたのである。そして、各軍を新たに3軍に編成した。包善一を第一軍の司令官に、韓色王を第二軍司令官に、そしてガンジュールジャブは第三軍の司令官に就任し、10月13日に通遼県攻撃戦を行うことで調整を行った。しかし、「結局大失敗に帰し」⁵³⁾たのであった。この戦いに参加したのはガンジュールジャブが率いる第三軍のみであり、他の第一軍と第二軍は軍事作戦の方針を巡って最終的一致が得られなかったことを理由に参加を拒否した。「多年独立を熱望しつつありし蒙古民族は今回の事変を機として運動を起こし其の一部は秘に鄭家屯南方地区付近に兵力を糾合しつつありしが十月十四日朝先ず通遼を奪取せんとして襲撃するも失敗に帰せり尚再起を企てつつあるが如し」⁵⁴⁾。ガンジュールジャブは最終的に全軍の調整を出来ず、窮地に立たされた。その後、関東軍による「内蒙古自治軍」への武器弾薬の補助が行われ、辞任した和田顧問の代わりに松井清助退役大佐と磐井文男退役少佐が顧問として就任し、内モンゴル自治軍の再起を図った。

満州事変直後から東部モンゴルの王公達も独自に関東軍と連絡を取り合っていた。その一人がジリム盟ホルチン左翼中旗代理ザサグ・ヤンサンジャブ（陽倉札布）であった。彼は1931年10月20日に関東軍司令官本庄宛てに「蒙古自治計画に付援助方請願の件」を提出し、「蒙古旗民に振興の機会を与えてくれる」ことを請願している。自分の旗を「蒙旗地方自治保安会」と名づけ、資金・武器の提供を得て軍事力を拡張し、治安自治を行い、東部内モンゴル各盟及びシリングル盟を入れた各盟間の連絡・連合を引き受けることを提言した。また、請願書の「建白」に関東軍が東部内モンゴルに大挙急進を欲せばジリム・ジョーオダ・シリングル盟の枢要なる王公を召集し真相を宣布し各家連合一致しなければならいと提言し、彼自身が一ヶ月の内には十分の連繫を取ることが確実であると伝え、至急御指示を待つとした。しかし、ヤンサンジャブ（陽倉札布）はあくまでも満州事

変の直後に北京に亡命したタルハン王ナムジラセレン（那木吉拉斯楞，元同旗ザサグ）の代理であり，東部内モンゴル王公達の中に影響力持っていたとは考えがたい。

モンゴル人王公の満州事変後の反応がどの程度関東軍の戦略に影響を及ぼしたかは定かではないが，10月20日に関東軍参謀部の情勢判断で「蒙古に対して可成統一性ある独立運動の助長に努む」⁵⁶⁾との見解が示された。

ここまでは青年軍の内モンゴル自治軍に注目してきた。また内モンゴル独立軍が抱える内部不一致から，通遼攻撃の失敗で軍の不振に悩む関東軍にとっては今回の請願書が内モンゴル問題の解決に関する一つの選択—王公達との連携を強く思い知らせる出来事であったと思われる。1931年12月1日関東軍は早速「内モンゴル方面は松井清助，菊竹実蔵氏等を中心としてヤンサンジャブ（陽倉札布），ガンジュールジャブ，包統偵，韓瑞彦等の合流運動成立せんとするものあり，依て松井氏等と陽とを会せしめ別に指示する所あり⁵⁷⁾」と積極的に青年軍と王公達との連携工作を行った。1931年12月18日「菊竹満鉄公所長，松井清助氏の指導に依りガンジュールジャブ，包寶廷，韓瑞亭，ヤンサンジャブ（陽倉札布）の合縦成り概ね独立運動の基礎固まりつつあり，吉林十萬円借款亦成立せんとす」⁵⁷⁾と関東軍がヤンサンジャブ（陽倉札布）への借款提供にも口添えし，積極的に内モンゴル自治軍及び東部内モンゴル王公達との連繫に取り組み，成果を上げていることを覗わせる。

1932年1月，関東軍は羽山隊を派遣し通遼県を攻撃・占領した。同年2月，松井清助内モンゴル自治軍顧問が率いる自治軍が開魯へ進行し，熱河省周辺にいた東北騎馬隊第17旅と遭遇し激戦となり松井顧問が戦死し，軍が四散した。内モンゴル自治軍はその後満州国が設立すると興安南警備軍へと編成され，その他のモンゴル人武装勢力と合わせて興安軍を形成した。その後興安軍官学校が設置されると，ガンジュールジャブが校長に就任し，自治軍からも多くの関係者がここに移り，学生の指導にあたった。

二 内モンゴル自治軍に対する関東軍内部の不一致

内モンゴル自治軍が組織された経緯から見て，それは当時の東部内モンゴル地方に散乱していた武装勢力を寄せ集めて組織された軍隊に過ぎなかったといっても過言ではない。当初，司令官に就任したガンジュールジャブはモンゴル独立・自立への熱意があり，関東軍とも太いパイプで繋がっていたが，手元に自分の軍隊が存在せず，集結した各軍を再調整し，行動・思想を統一して出発することは困難であった。このような軍隊を関東軍内部では軍事力として戦線に生かすか，或いは新政権樹立運動の工作として捉えるかについて必ずしも一致していなかった。これを示す史料として少々長くなるが，以下を引用する。

「第一課石原参謀は最近鄭家屯付近蒙匪馬賊の猖獗を極め守備勤務に影響すること甚大なるに鑑み総務課室に來り片倉参謀に其の取締方難詰せり，而して要すれば蒙古軍は張海鵬軍と共に第一課指導に任ずべきを有利とすべしと語り引き続き総務課が政策を分掌する為作戰課と強調悪く不具合なるを洩せり。

蒙古軍中警備に關係あるもの並張軍を護路其の他に使用する之を指導に第一課任ずるを敢へて不同意にあらざるも政權樹立に關係ある独立運動の指導は其趣を異にすべく片倉参謀は石原参謀の右提案を峻拒す。

板垣，石原，竹下，花谷等の諸官第一課室に會同決定し結局奉天省内の軍隊は第一課，吉黒兩省の支那軍隊は第三課，通遼以西蒙軍の指導は総務課之が任ずることとせり。

右に關しては何等異存なきも石原参謀が往々爾後に於いて方針を変更し，批判的態度に出づる為幕僚勤務の円満を害し時としては不愉快の空氣を醸成することあるは遺憾に堪へず⁵⁸⁾」

「蒙古軍通遼に侵入し劫掠を事とする旨の報告は第一課作戰主任を刺激し蒙古軍の指導を総務課にて中止方を要求し來る⁵⁹⁾」

資料から，蒙古軍を張海鵬軍のように正規軍隊

として扱いたい石原参謀と、蒙古軍を「政権樹立に関係ある独立運動」の中で位置付けたい片倉参謀の方針には食い違いがある。その後も、片倉参謀は「元来蒙古軍は一度は我軍の通遼攻撃に策応せしめたるが次でその中止を命じたるものにして不正規軍士民の集結にてその進止の緩慢なるは己む得ざる所とす、然るに今其の真相を深く探求することなく之を云々するは妥当ならざるべし」と自分の方針を堅持し一向に譲らなかった。また、「電話を以て樋口参謀に巨細に説明を与え更に第一課小松大尉へ説明せり」⁶⁰⁾と誤解の発生を予防するため気配りをしていた。

その後、内モンゴル自治軍は主に通遼より西の治安維持の任務にあたり、1932年4月、内モンゴル自治軍を基礎に通遼東の銭家店に興安南警備軍を新設し、バトマラブダン（巴特馬拉布坦）が司令官、ガンジュールジャブが参謀長に就任した。1932年末、興安北分省と東分省も現地の民族武装勢力をまとめ興安北警備軍、興安東警備軍を設置しウルジン、ジョルバトが司令官に就任した。1933年、関東軍の熱河省侵攻によって日本軍に統合された東北軍17旅李守信部隊と興安西分省の民族武装勢力をまとめ興安西警備軍を設置した。これらの興安警備軍を通常興安軍とし、常駐兵力は一万人を超えるという⁶¹⁾。興安軍は関東軍から顧問を派遣され、日本式の訓練を行っていた。1934年7月、鄭家屯に興安軍軍官を養成する目的から興安軍官学校が設立され、バトマラブダン（巴特馬拉布坦）、ガンジュールジャブ、郭文林、ウルジンが校長を歴任した。

三 東部内モンゴル各旗の満州国への統合過程

1. 泰来（タイライ）会議

モンゴル人青年を中心に組織された内モンゴル独立軍は設立早々通遼への攻撃に失敗、その後も軍の思想・行動の統一が得られなく、一旦組織されたものの軍事力としての能力は低かった。また、内モンゴル独立軍が一部の関東軍官僚が期待していた新政権樹立運動の一貫としての政治運動にお

いても、当時混乱状態にあった東部内モンゴル情勢を整理し、影響を与えられるような能力はなかった。そして、元々東部内モンゴルを中心に活動していた一部分の馬賊なども混じっていたため軍規は悪く、武器弾薬を手に入れた元馬賊たちは周辺地域へ略奪を行い、治安の悪化さえ起こしていたことは第二節に述べた。

1931年10月を、関東軍は情勢判断において「蒙古に対しては可成統一性ある独立運動の助長に努む」⁶²⁾と民族主義者青年と地方有力な王公達の動向を統一させることを促している。また、東部内モンゴル地域のモンゴル社会を基礎から支配しているのは各盟旗の王公達であり、それは清朝末期、民国を通して従来の自治権が弱体化しているとは言え地域においてはなお影響力を有していた。

1931年10月20日にジリム盟ホルチン左翼中旗代理ザサグ・ヤンサンジャブ（陽倉札布）は関東軍司令官宛てに請願書を送り、地方治安の安定、武器弾薬の提供、軍事力の拡張、借款の認可、各盟旗の連繫等7項目において提言を行い、関東軍が希望するのであれば東部内モンゴルを含む各地有力王公への口添え、まとめの用意があると伝えている。

その後、菊竹・松井らは内モンゴルの統一した独立運動を図るため、各勢力の合流を呼びかけた。1931年12月14、15日ジリム盟各旗の代表が泰来（現黒龍江省境内）で会合し、今後の東部内モンゴルの行動方針について話し合った。会合にはジャライト旗ザサグ王バトマラブダン（巴特馬拉布坦）、ホルチン右翼後旗ザサグ王シューミンガ（寿明阿）など有力な王公達と各界代表としてボヤンマンド（博彦満都）等が参加している。退役軍人諏方は東北四省を含む新国家建設について説明し、モンゴル人はこの新国家において特有の行政区をもって従来の生活習慣・風習を守ることが出来るという興安省構想をも発表した。

今回の会合に参加した王公及び各界の代表は、中国内部における混乱・東北地方における国際情勢と東部内モンゴル人の将来を考慮し、満州事変を機にこの際民国政府から離脱し、独立を宣言す

ることが東部内モンゴルのためとの認識で一致したという⁶⁹⁾。会合は14日に本会議が行われ、15日午前中に「内蒙古泰来会議議決草案」を選択して閉会した。

決議案は以下の通りである。

- 一 各盟旗は今後中国政府より離脱す
- 二 内モン自治準備処の設立す其の地点は暫く遼源（現在の鄭家屯）に置く
- 三 内モン自治準備処の目的は自治及独立に関する事項を研究するものとす
- 四 自治準備処の組織は各旗毎に全権代表一人を派遣して常駐せしめ公務を処理するものとす
- 五 自治準備処より遂次に盟旗政府を建設するものなるも地理上の関係より先ずジリム（哲里木）盟より始むるものとす但し哲里木盟は元來十旗と連接せる依克明安、東西ブタハ（布特哈）、チチハル（齊々哈爾）特別旗は皆ジリム（哲里木）盟政府の管轄に帰属するものとす
- 六 自治政府の成立以前に準備処は適当人員を推定して対外交渉任務を担当せしむ
- 七 蒙古の領域は雇旧來包括する土地を以て疆域とす
- 八 蒙古疆域における既設の各県は総て盟政府の管轄に帰するものとす
- 九 各盟旗の公安事情に関しては盟政府は其の所在地において自衛軍5百名を編成して訓練し其の他の大旗は一千名、中旗は六百名小旗は三百名とし以て治安維持に資するものとす

上述のようにこの決議案から、東部内モンゴルはこの案の公布によって基本的に中国政府から離脱するものと見なすことは可能であろう。案において明確ではないが、境域・政府設置・外交に関する中国からの独立と軍事力を持って自衛を行うことなどが定まっている。

関東軍はこの会議に退役軍人松井大佐・諏方らを参加させ、非公式であるが、関東軍の新国家建設におけるモンゴル人の特別行政について説明し

ている。これは、関東軍が当初青年軍に期待していたモンゴルの独立問題であり、独立した幾つかの勢力を最終的に新国家の中に取り入れ、新国家の正統性を主張する試みであったと思われる。その独立が王公達の会合によって実現を見たことは関東軍の対東部内モンゴル政策の大きな進展ともいえる。

泰来会議の準備から参加した、当時チチハル蒙旗師範学校の教師ナムハイジャブ（那木海札布）は「回憶“泰来会議”前後」一文で以下のように回想している。

満州事変後、東北の情勢は極めて不安定であった。日本軍は遼寧・吉林両省を占領し、その戦線は黒龍江省境まで及んでいた。黒龍江省主席万福麟はハルビンに逃げ込み、南京国民党政府は黒河警務司令官馬占山を黒龍江省主席に任命、日本軍がチチハルまで占領することを阻止しようとした。しかし、何日もかからず、馬軍は破れ、1931年11月に日本軍はチチハルの占領に成功した。

日本軍がチチハルを占領した後、諏方という日本人がチチハル蒙旗師範学校に来た。校長のトメンマントフと私が会見した。諏方は近年のモンゴル人がおかれている状況をオタイ王決起、ガーダー決起、メルセ事変等東部内モンゴルを舞台に起こった民族独立、開墾反対の事変を例にとって話し、満州事変はモンゴル人の軍閥支配から開放され、独立出来る好機会であると勧めた。その日、諏方が帰った後モンゴル人教師達は諏方の話について話し合った。日本帝国主義に対して明確な認識がなければならないという人もいれば、諏方の言うのは道理に合っていてモンゴル人はこのままだと圧迫を受けて近いうち滅亡するかもしれない、この機会に賭けるべきであるという人も少なくなかった。

次の日、諏方は再び来校した。彼は皆に早速活動を起こす事を促した。モンゴル人の先生たちは皆、現状から脱出する為にも活動を起こすべきとの意見で一致、北部の各モンゴル王公のもとへ説得にあたることになった⁶⁹⁾。

2. 鄭家屯（テイカトン）会議

1932年2月18日に沈陽で満州国建国会議が開かれ、東北行政委員会が中国からの独立を宣言し、ジレム盟長チメトサンピル（齊黙特色木丕勒）及びホロンベール（呼倫貝爾）副都統リンチン（凌升）が東北蒙旗代表として行政委員会委員に任命された。その後、鄭家屯において関東軍参謀片倉衷の委託を受け、満鉄鄭家屯所長菊竹実蔵が東部内モンゴル各盟、旗の代表を集結させ会議を開いた。会議にはリンチン東北行政委員会メンバー以外、ホルチン右翼中旗ザサグ王エーシハイシュン（業喜海順）、ショーミンガ（寿明阿）及び各界代表30人余りが出席し、新国家におけるモンゴル人の特別行政について菊竹から説明を受け、会議に出席した代表はモンゴル人と満漢人との分離統治に賛同し、興安省の建設を支持したという⁶⁵⁾。

会議は、一 モンゴル自治区の建設、二 自治行政区域以外に分散するモンゴル人民に対しても加ふるに特別の保障を以てすること、三 新国家各機関内においてもモンゴル人は一様に任用を受くることを得、四 荒無土地の開放禁止、五 モンゴル政治の改善、六 治安維持方法の確立の建議を選択し閉会した⁶⁶⁾。

また、会議は「蒙古代表団の建国に対する宣言」を公布し、「東北民衆と一致団結し此の満蒙大地の上に一新理想国家を建設し善政を實行し、(中略)宣統帝を推戴擁護」することを改めて表明した。

1931年12月の泰来会議を、東部内モンゴル地域が中国本土からの独立を宣言し、その任務を成し遂げた会議であると位置付けるとすれば、1932年2月の鄭家屯会議は独立東部内モンゴルが新国家満州国の一行政機関である興安省に編入、または併合されることを確認した会合であると位置付けることもできよう。

関東軍側も東部内モンゴル地域を「国家宣言において興安省一省の樹立を認めしむるの得策なるを決議し之を進言し概ね選択せり」との方針を2月16日の建国幕僚会議において採択していた⁶⁷⁾。

1932年9月末、関東軍はホロンベール地方に強

行侵入し、蘇柄文の東北軍が敗退、12月になるとホロンベール地方も満州国の領土となった。1933年2月になると関東軍は熱河省へ進攻し、当時熱河省の大部分を形成していたジョーオダ(昭烏達)盟⁶⁸⁾、ジョソト(卓索図)盟各旗が新たに満州国領に加わった。

小 結

1931年9月の満州事変という混乱を利用し、東部内モンゴルはこれまで試みてきた中国本土からの独立を可能とした。そして、関東軍側で東部内モンゴル人が一番問題視していた漢人農業移民の開墾の禁止、地域の特別性を基本的に認め、特別行政区域を設置することを前提に、満州国の一員として出発することになった。この間、変動の最終的決着はモンゴル王公達の参加によって得られたが、多くの民族主義的學生、知識人も積極的に参加し、今まで東部内モンゴルで政治に縁がなかった人々が新しい政治勢力として参入することになりはじめた。

関東軍は強力な軍事力を背後に、混乱に陥った旧満州地域及び東部内モンゴルに発言権を有していた。日清戦争以後、ロシアと競争した日本には東部内モンゴルを含む広汎な地域をよく知る大陸浪人が数多く存在し、関東軍がこの地域を一旦制覇したとき彼らは関東軍の委託、指示を受けこの地域を精力的に動き、独立運動を強く支持した。

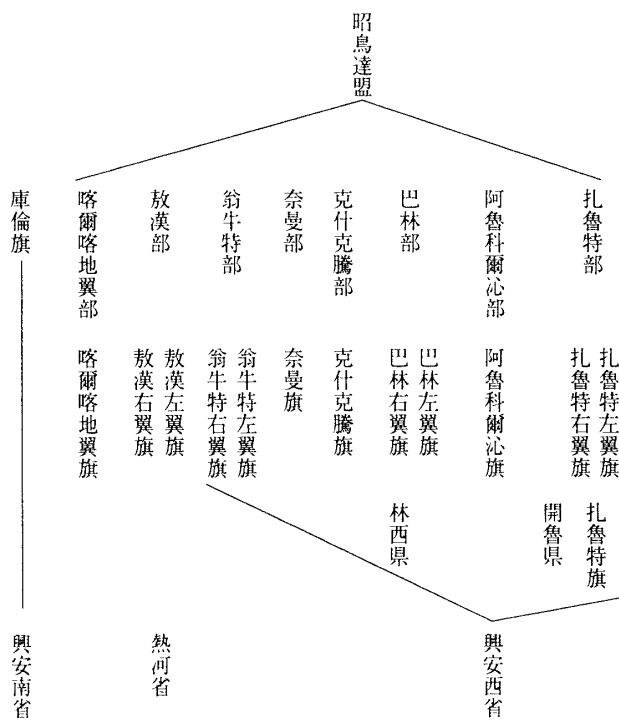
第三章 満州国のモンゴル行政

一 満州国初期の対モンゴル行政

1. 満州国の対東部内モンゴル政策の根幹

民族協和の実現を国是とする満州国は周辺民族政策に特殊な考慮を必要とした。満州国の対モンゴル行政政策の決定、実施がその現れとも言える。当時、政治制度・経済活動・産業文化等の面で周辺の満人・漢人地域より著しく遅れていたモンゴル民族に対し、満州国は国内において他民族と同等の水準に向上させるため、純モンゴル人地域に特別行政である興安省を設置し、政治的・経済的に他民族と分離し、教育・産業・治安など諸般において配慮ある統治を実施し、モンゴル人の周辺

図 1



出典：「蒙古時報」康徳三年四月，第二号36ページ，
「興安西省各旗概況」により作成

地図 1 満州国



出典：「世界」1998年6月第649号159ページ，
「一史料が語る満州国統治の実情」

地域との同等生活，経済水準を目指した。この統治体制は1937年の蒙政部廃止まで続き，その後一旦他省同様の行政区域として位置付けられるものの，度々モンゴル行政の特殊性が強調されていた。満州国初期の対モンゴル政策の根幹は保護・教化政策を中心としていた⁶⁹⁾。

満州国におけるモンゴル行政の特殊性は，中央において純モンゴル人地域を掌理対象とする専門官庁が設置され，満人・漢人との分離統治が制度化されたことにある。地方においてはモンゴル旗という自治団体が存在し，旗政はモンゴル人本位で行政が行われた。また，満州国は国内のモンゴル人行政に対して，その独自性を認めつつも時間軸にモンゴル行政を満州国と同一行政政策へと段階を分けて組み込んでいったのである。

2. 満州国の中央政治組織と興安局

——満州国のモンゴル行政（中央）

満州国の中央政治組織は中央集権制を建前とする立法・行政・司法・監察の四件分立制である。中央政府の組織は立法機関である立法院，行政機関である國務院，司法機関である法院，審計権の執行機関である監察院によって構成される。これは満州国の中央行政機関でも地方行政機関でも，その区別を問わずこの四院の何れかに属するものである⁷⁰⁾。

國務院は満州国の最高行政機関であり，満州国政府の実体を形成する。國務総理大臣を首班に，民生・外交・軍政・財政・実業・交通・司法・文教の八つの部が置かれ，各部に総長が任命されている。その他，國務院には総務庁が置かれ，機密・人事・主計・需要・情報を管理する。また，興安局が置かれ，ここをモンゴル特殊行政＝興安省の行政を管理する中央政務機関とした。その他，法制局，国道局などが置かれた。

満州国建国当初のモンゴル政務を掌理する中央行政機関は興安局（1932年8月以後は興安総署）である。國務院に属し，興安各分省に関する一般行政事項を管掌し，モンゴル旗務について國務総理を補佐する。いわゆる興安全省を総括する最高行政機関である。本総署には総長，次長，参与官

及び秘書官が置かれた。興安局は大同元年（1932年）3月9日、総長にチメドセンピル（斉默特色木丕勒）⁷¹⁾を起用して設置され、次長に菊竹実蔵⁷²⁾、参与官に中村選一⁷³⁾、松岡信夫⁷⁴⁾、総務処長に白浜晴澄⁷⁵⁾が就任した。

旧モンゴル旗務の整理に関しては、興安総署総長の諮問・建議機関として「旧蒙古旗務整理委員会」が設置され、これは興安総署の管理下に置かれ総署次長が委員長に就任した。

満州国は興安省という特殊行政区域を確定することによって、大同元年3月9日興安局を設置、興安局総長をもって興安分省内の一般行政の指導監督にあたらせた。また、同時に奉天、吉林、黒龍江省内における旧蒙旗四旗の旗務に関して國務大臣を補佐させた。大同元年8月3日になると興安局を興安総署と改称し、総長を署長官に改称した。権限、範囲などについては興安局と興安総署とに変化はない。

しかし、モンゴル特殊行政興安省の行政範囲はあくまでも純モンゴル人地域に限定され、開墾が早かった、今なお漢人農民と雑居しているモンゴル旗に関しては何の対策もとっていなかったのである。例えば、錦州省・熱河省におけるモンゴル各旗、東北三省におけるモンゴル人地域と旗は興安省設立当時も漢人行政地域に区分され、現地において漢人行政の県政と蒙旗行政が二重に行われるようになっていた。従って、モンゴル人は全てのモンゴル人地域に特殊行政を行うべきであると満州国に対して反発していた。特にこれらの地域に住むモンゴル人の反発は強かった。

モンゴル人の問題はこれだけではなかった。当時、新京を含む広大な土地は実は従来のモンゴル王公がその所有権を持つ開放蒙地であり、ここで農業を営む漢人農民の行政を整理するためには、開放蒙地の整理が問題になってきたのである。

このように、満州国建国当初は、徹底したモンゴル特殊行政を要望するモンゴル側と開放蒙地問題を解決したい満州国側が対立していた。同時に、興安省内の県政は特殊行政の中で機能しなくなり、興安総署と蒙政部間の管轄問題が生じ始め、モン

ゴル行政の特殊性そのものに対する疑問もあがった。

康徳元年12月1日になると、興安総署と中央各部との権限関係並びに行政上の責任帰属の点において明確性を欠くとし、興安総署を蒙政部に改称した。また各分省を省に昇格させ、省官制を改正した。今回の改革によって蒙政部管下の興安省内部県、市行政については二次元的に民生部大臣の権限を認めるようになった。

また、今回の改革によって興安各省外の旗制を実施する吉林、浜江、龍江省にある四つの蒙旗を蒙政部管轄下に置くことを決めた。蒙政部は他部同様中央主管官庁の一部となり、所管区域を国内全モンゴル旗に拡張した。蒙政部大臣は旗制を実施する地域における地方行政・警察・土木・衛生・産業・教育を掌理し、興安省長を監督する。つまり中央における民生部同様の機関として認識されたのである。

3. 満州国地方行政と興安各省

満州国の地方行政区画は省・分省・特別市・県・旗の行政管割を持ち、國務院もしくは民生部に隷属する省・特別市・特別区・県の各行政区と、興安総署を経て國務院に隷属される興安各分省・旗に分かれる。何れも中央集権を基礎とした行政機関であり、満州国建国から1933年までは奉天・吉林・黒龍江・熱河の4省、北滿特別一区、新京、ハルビンの二特別市、63の県があった。また、興安総署の隷属下の分省には興安南・西・東・北の四分省、28の旗があった。

これらの地域は満州事変以前殆ど東北軍閥の私的勢力の根拠地であり、長年封建的地方分権制度が実施されていた。満州国は中央政府機関を確立すると共に地方制度の確立を目指し諸官制を公布した。その中堅を担うのは省であり、省官制を制定、公布した。当初、官制は従来の東北4省の制度的・区域範囲的に継承した側面が多く含まれており、新国家建設において、封建的地方行政の継承はその後の中央集権統治にとって一つの難点であった。また、本来東北軍閥期において一種の中央行政でもあった省が、満州国においては地方と

中央行政機関の中間機関としての位置付けとなることもあり、そのため、中央の命令が地方に徹底せず、省公署に対する不満と省官制に対する疑問も上がっていた。

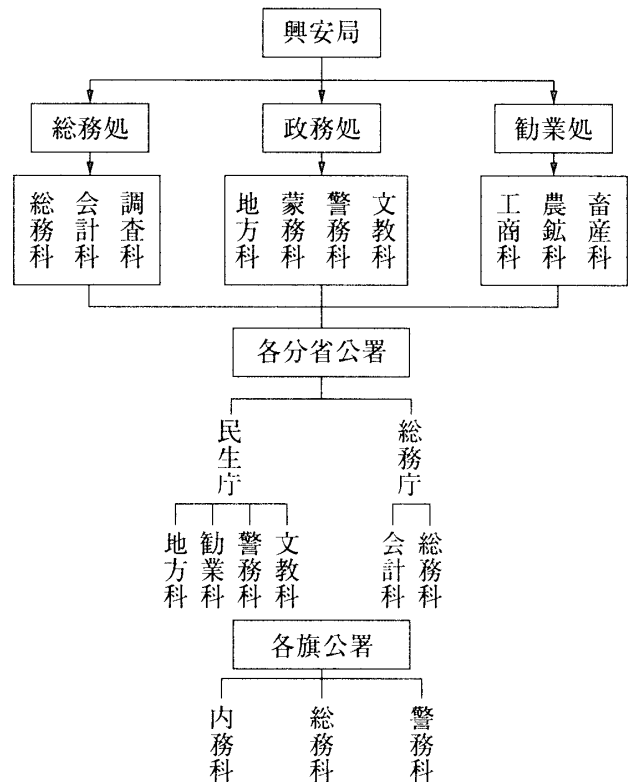
康德元年12月になると従来の東北4省を10省に分割する省公署官制を新たに制定公布し、また今まで興安分省であった4分省を4省に改め、満州国14省形成が出来上がった。しかし、省長は管轄内の地方における行政長官であり、満州国は「國務總理大臣ノ統督ヲ承ケ主管事務ヲ掌理」するのみであった。その権限は満州国皇帝に対する國務總理大臣、または國務總理大臣に対する直屬部長のような「國務總理大臣ノ統督ヲ承ケ主管事務ヲ掌理シ其ノ責ニ任ス」ものでしかなかった。言い換えれば、各省長は地方における行政政策の実施を施行・監督するものであり、実施にあたっての政策の採決権は省長にないということである。

省公署の地方と中央の中間的行政機関としての弾力性に欠く役割は、地方行政政策の実施に大きな障害を与えていた。康德3年末、省公署の権限拡大を目指し財政面で省長にある程度の権限を与えるべきであるとするようになり、省地方費法が制定公布された。さらに康德5年家畜税の創設、家屋税・労働所得税の省地方費への委譲、國務大臣の許可権限の一部分を省長に委任するなどの省長権限拡張が図られた。

対モンゴル地方行政である興安分省は、「蒙古民族が他の民族に比して産業、経済、文化の段階が著しく低位にあり且漢民族に対して由来深刻なる民族的反感を有するので民族協和の国是と生成哺育の善政主義に基いて蒙古民族の主として居住する地域」⁷⁶⁾に、モンゴル人を本位とする自治団体旗を設け、一般県の行政より分離し、その行政を管掌するものであった。

そのため、満州国に統一された従来の東部内モンゴル地域の一部分とホロンベール地域（呼倫貝爾）のモンゴル人地域に設定されたのは興安省という行政機関であった。大同元年3月9日、この地域に興安局官制が制定され、興安局の下組織として当時満州国管轄下に置かれていたモンゴル人

興安局組織図



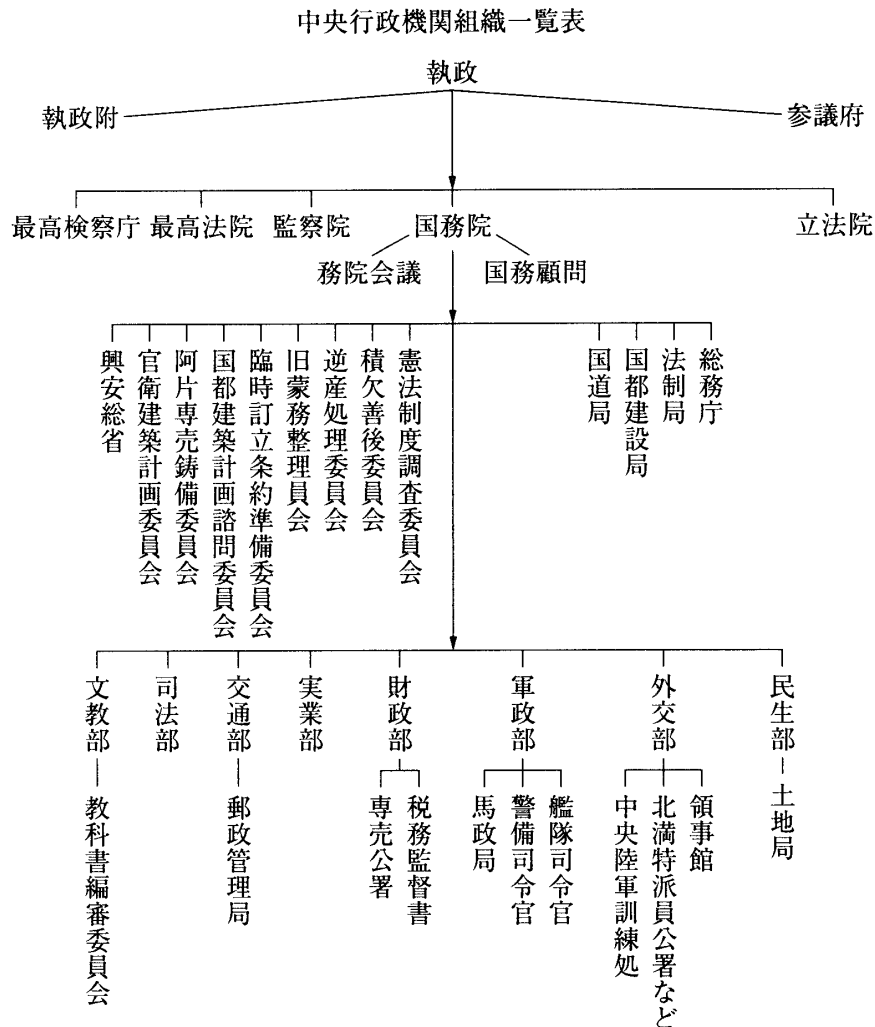
出典：満州国通信社編刊『満州国現勢 建国一大同二年版』86ページ

地域の一部分は三つに分けられ、興安南・東・北分省が設置された。

興安省の名前は満州国の北部・西部に位置する大興安嶺に由来する。総面積は約40万平方キロメートル、満州国総面積の約3分の1を占め、人口（モンゴル人）は1933年当時50万人であった。

興安局（興安総署）は大同元年3月の時点ではその統治区域で、興安東・南・北の3分省を設けていたが、大同2年関東軍の熱河侵攻によって、熱河省を形成するジョーオダ盟・ジョスト盟の一部を入れた興安西省が設置（大同2年5月）された。

各省・分省の政治組織は、國務院または興安総署に隷属する行政長官省長、分省長が任命されるのと同時に、満州国執政の統帥に属する軍政長官である各省・分省警備軍司令官から形成された。いわゆる軍政分治制である。1933年当時、各省に軍政分治が厳然として行われたが、興安分省では警備司令官が駐在したのは興安南省のみであり、モンゴル地方では軍の影は薄かった。



出典：満州国通信社編刊『満州国現勢 建国—大同二年版』1933年，3ページ（改正ある）。

康德元年12月の改革案によって興安局が蒙政部に昇格すると、1) 開放蒙地圏内でモンゴル人の生活圏であり地域的に区分できる地域に旗制が実施された。即ち、興安省外の吉林省のゴルロス（郭爾羅斯）前旗、浜江省にゴルロス（郭爾羅斯）後旗、龍江省にイケミンガン（伊克明安）旗、ドルベート（杜爾伯特）旗を区分し、興安省外モンゴル旗とした。2) 従来興安局の管轄内にあった4分省はその周辺に隣接するモンゴル地域を加え省制に改正され、興安西・東・北・南の4省となった。クーロン（庫倫）旗は興安南省に、ウンニュート（翁牛特）旗の一部分とナイマン（奈曼）旗が興安西省に編入された。3) 興安省内の市、県において二次的に民生部大臣の権限が施行できることになった。

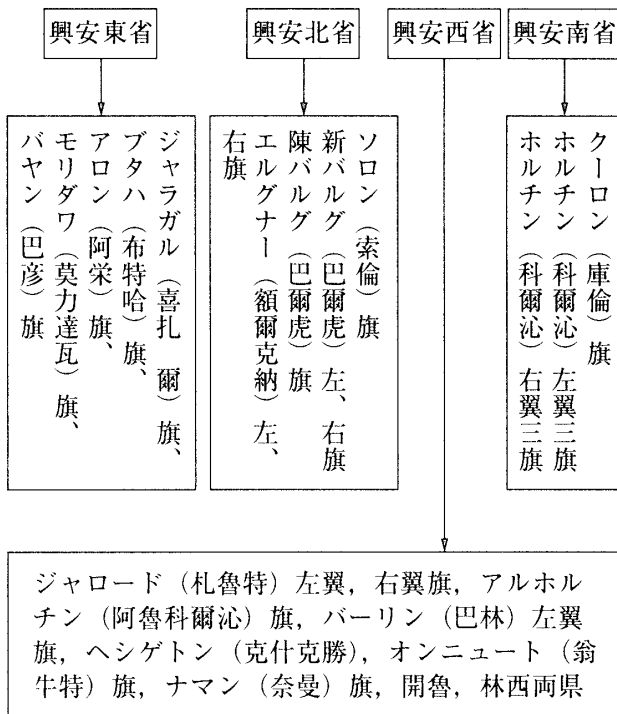
二 満州国中・後期の対モンゴル行政

1. 康德元年の行政改革と蒙政部

康德元年の行政改革をモンゴル側では蒙旗行政制度改革と名づけ、改称後に就任した蒙政部大臣チメドセンピル（齊默特色木丕勒）が12月1日に声明文を出し、①興安総署を蒙政部に改称し、②蒙政部の所管区域を国内のあらゆる蒙旗に拡大すること、③興安省に隣接する蒙旗を興安省に編入する方針を告げた。

しかし、今回の改革で述べているあらゆる蒙旗というのは基本的に東北の吉林省、龍江省、浜江省における4つの蒙旗を指し、錦州省・熱河省内蒙旗の管轄問題は見送りされたことになる。また、蒙政部が従来の興安省各旗及び省外蒙旗を管轄下におくことは、興安南省の通遼県、西省の林西県、開魯県に対して民生部の権限が省を通じて二次的に介入することが可能となるということであっ

興安各省及び公署所在地・旗



省外旗政実施地域

名称	蒙旗名	注
吉林省	ゴルロス (郭爾羅斯) 前旗	康德元年11月29日 勅令第168号により 実施される
龍江省	トルベート (杜爾伯特) 旗, イクミンガン (依克明安) 旗	
濱江省	ゴルロス (郭爾羅斯) 後旗	

た。

建国当初から康德4年の政治行政改革まで、満州国中央におけるモンゴル最高行政官庁は蒙政部であった。蒙政部は満州国の対モンゴル人政策、いわゆるモンゴル人を漢人・満人と分治管理を行う特殊行政制度の役割を担っていた。

康德4年7月の行政機構の改革に際して、モンゴル特殊行政の蒙政部は廃止され、「今後は蒙古人も日満人と同様に満州国政治行政の全体に参加」し、五族協和の実現と「蒙古地帯の民生振興、産業文化の向上に付いては国家全体の力を持って之に当たる」方針が決定された⁷⁷⁾。言わば、今まで保護と教化を重点においていたモンゴル特殊行政が満人同様の一元的中央集権統治へ移行することになるのである。

2. 康德4年政治行政改革の背景

満州国は、建国当初は「舊軍閥封建政治の打破清算と新独立統一国家体制の急速整備を基調として組織運営」⁷⁸⁾された。政治的には「全国に互って完全に政治を執行し」、経済的には「元来支那本部の事実上の植民地たるの性質を多分に有して居った満州の経済を名実共に支那本土との関係を離れ新に日本と経済上密接不可分の関係が結ばれ」⁷⁹⁾ることをその歴史的使命としたのである。したがって、建国後における満州国の政治経済的活動は、封建的支配体制の転覆、換言すれば近代法治国家であるべき統治機構の統一と中央集権主義体制の整備確立であり、それに伴う再編成にほかならなかった。この目標のもとに満州国は過去5年間を以って一応初期の政治体制並びに経済体制の基礎的整備を完了し得たのである。

政治体制について言えば、三院九部制の体制確立(大同元年7月)、帝政実施(康德元年3月)、新十省制実施(康德元年12月)、治外法権撤廃並びに満鐵附属地方行政権調整に関する日本政府発表(康德2年8月)、満州帝国帝位継承法公布(康德4年3月)等に見られるように、清朝崩壊後の20有余年にわたる封建的体制の端的な象徴である軍閥の省治主義—地方分権主義政治体制は破壊され、近代的な中央集権政治体制が一応整備されたといえる。

また、政治機構の中央統一化の強行と相応じてますますその強行に拍車を加えるところの財政体制は、予決算制度の確立(大同元年9月)省財政廳の廃止による税務監督署の設置(大同元年7月)、国地税劃分公布すなわち省財政権の剥奪(大同元年9月)、関税行政の中華民国よりの独立と関税自主権の獲得(大同元年9月)、関税改正(第1次大同2年7月、第2次康德元年11月)、地稅・牧畜税を残したその他の内国税の統一改正(昭和7年から11年)、地方税法公布(康德2年8月)、塩稅廢止すなわち全国統一的塩專賣實施(康德4年1月)、中央銀行設立(大同元年6月)等の過程を経て、一応経済的中央集権化の目的を達した。

更に、康德3年6月10日に締結した「満州国における日本国臣民の居住および満州国の課税等に

関する日本国満州国間条約」並びに「附属協定」は、日満両国の不可分の特殊関係をより一層拡充強化したものであった。

このようにして満州国建国の基礎は一応完了し、近代的独立国家としての体制を具備するにいたった。同時に、このことは確立された基礎の上に立って本格的統治を行うべき新段階「産業開発五年計画」に到達したことを意味した。「産業開発五年計画」の実施にあたって、今までの行政制度のあり方が問われ、1937年になると中央から地方までの行政政策改革が行われるのである。

3. 蒙政部から興安局へ

康德4年5月8日の国務院公布「満州国政治行政機構改革大綱」（以下「大綱」と称する）によれば、「蒙政部を廃止し国務総理大臣直轄の下に興安局を設く 1. 興安局総裁は蒙政に関し国務総理大臣を補佐し各部蒙政事務の連絡調整に任ず」とある。

「大綱」においては、従来蒙政部が所持する権限である「モンゴル行政一般の掌握」と比べると興安局の権限は大きく後退し、その権限は「蒙政に関して国務総理大臣を補佐」するに留まった。また、モンゴル行政は国務総理大臣及び大臣直轄の内務局に委ねられることとなった。蒙政部を廃止し、新たに国務院の一局として「興安局」を設置したのは、張国務総理大臣の康德4年5月8日の声明文を借りれば、興安行政を「種族協和ノ本旨ニ立脚シ属人的特殊機構ヲ革メ、国務総理大臣統制ノ下ニ、各部全体ノ協力ニ依リ、蒙民ノ安定向上ヲ図ルト共ニ其ノ活動ノ天地ヲ拡大セントスル」ものであった。具体的には、内務・興安両局を何れも国務総理大臣の直属機関として、従来の民政部・蒙政部門の摩擦を解消しようとするものであった。すなわち、新機構においては行政の一般的指導監督は県・旗を通じ何れも内務局の所管とされるということである。また、興安局は単に、(1)蒙政の基調に関する事項と、(2)蒙政事務の連絡調整に関する事項を管掌する⁸⁰⁾ものであって、蒙旗行政の一般的指導監督に任ずるものではない。ただ、「興安局は特に内務局と密接に連繫しうる

ような措置⁸¹⁾が講じられることとなった。

興安省長は従来蒙政部大臣の監督を受けていたが、現在は国務総理大臣の直接指揮監督を受ける。興安省内には必要と認められる地域に警察署を置くことが可能となった。1937年7月よりハイラル（海拉爾）とマンチューリ（満州里）に警察署が置かれた。

蒙政部の廃止について、モンゴル系官僚がどのように受け止めていたかについては定かではない。しかし、康德4年5月20日に張国務院総理大臣が発表した「蒙政部布告第六号・蒙古行政機構改革の件」によると、「蒙政部の廃止という形式のみを捉え徒に危惧の念に駆られ流言に惑わが如きこと無かるべし政府の方針に対し官民一致国運の発展に協力せられんことを望む切なり」と「大綱」への協力を要請している。また、同年5月27日総務庁官は「政治行政機構改革に関する説明⁸²⁾」を発表し、「国政全体が蒙地蒙民蒙旗等に関し適実中正に行われることを期」とし、従来のモンゴル特殊行政が今後均一国家行政制度によって行われることを言明した。

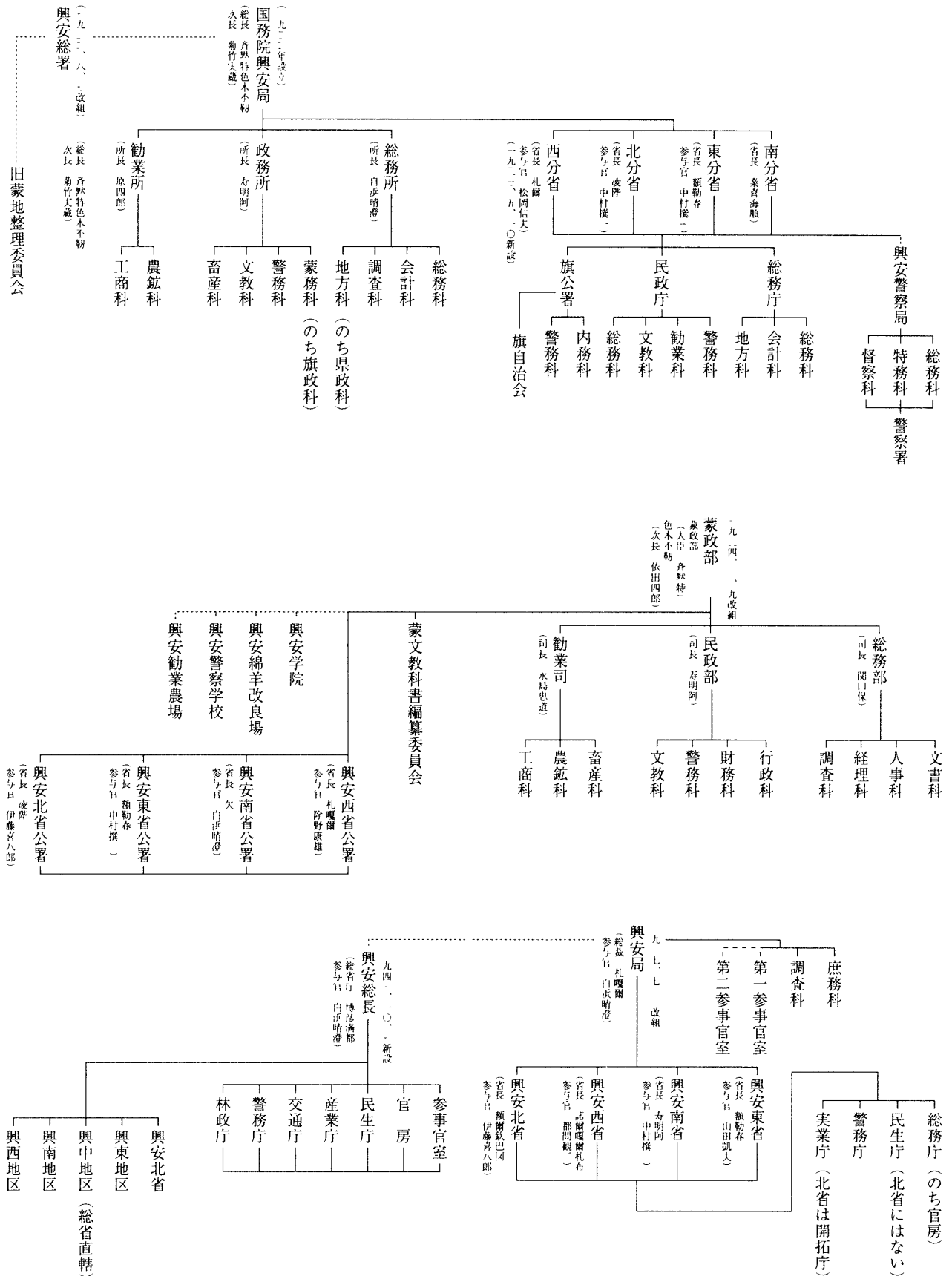
このように今回の一連の改革を通じて国務院統制機能は拡張・整備され、その中でも総務長官の権限は「外交並びに地方団体の一般的指導及地方長官の一般的監督を国務総理大臣の直轄とし各部大臣は主管の事務に付地方長官を監督するものとする」と拡大化した。「大綱」によって、総務庁は新たに直属機関として設置された外務・内務・興安の3局を含むあらゆる部門の政治を総務長官が実質的に統制する方針が樹立したのである。

改革によって、従来の外交・地方行政の直接担当機関である外交部や民生部は解体され、直接国務総理大臣の傘下に内務局・外務局が置かれた。そして、内務と外交を実質的に総務庁が統制することによって、産業開発5カ年計画や現下の非常時国際情勢に対処し、国民総動員、統一的意思の下に国家の全機構が統制され、これによって強力な政治行政の確立が目指された。

今回の行政改革では、従来地方官庁及び地方全般を管理していた民生部を廃止し、総理大臣直属

附；満州国モンゴル統治機関とその移行

1. 満州国モンゴル行政機関一覧表



の内務部において一般指導監督にあたらせた。

また、行政改革を機に従来モンゴル行政一般を掌理していた蒙政部は廃止され、新設の興安局は総理大臣のモンゴル行政に関する補佐機関として位置付けられた。モンゴル地方行政機関の中央におけるモンゴル指導監督機関は民生部管轄内地域同様、國務総理大臣直属の内務部に変わったのである。

2. 満州国のモンゴル行政体制の移行年表

小 結

満州国の対モンゴル行政政策を時間軸で大きく三つに分けることが出来る。まず、建国初期から康德元年の12月までである。この間、満州国は純モンゴル人地域において興安局、又は興安総省を設置し政治・経済的に満人・漢人と隔離したモンゴル統治を行った。次に、康德元年12月から康德4年7月までである。いわゆる蒙政部の時代であ

る。この間、満州国はモンゴル行政官庁である蒙政部を國務総理大臣の下他の部と同等の行政機関として位置付けた。最後は、康德4年以後の時期である。康德4年の政治行政改革において、従来のモンゴル行政専門の蒙政部は廃止され、その権限は基本的に新しく設置された内務局によって引き継がれた。國務総理大臣の下で興安局が設置されたが、その権限はモンゴル行政に関する國務総理大臣の諮問機関に過ぎなかった。

既述のように、満州国の対モンゴル行政はいくつかの行政改革を経て次第にその特殊性を失い、最終的に行政政策上国内他部・省との同一、統一化が図られた。

一方、当初の対モンゴル政策の根幹である保護・教化政策によって、当時のモンゴル社会の穏やかな再編は可能になった。

第四章 満州国の対モンゴル地方行政

一 満州国の対モンゴル特別行政の設置

1. 特別行政設置の経過

満州事変が勃発すると長年東北軍閥の圧迫下に置かれていた東部内モンゴル人は事変を独立の機会と見なし、次々と決起しモンゴル復興、独立、自立をこの機会にかけた。1931年9月22日、当時の日本陸軍士官学校を卒業して帰国していたガンジュールジャブは早速関東軍司令官を訪れ、弾薬の支援を要請した。同27日には内モンゴル独立宣言を可決し、内モンゴル独立軍を設立した。この部隊はその後大きな戦勝実績を残さなかったものの、モンゴル地域において治安維持にあたり、満州国建国においてもモンゴル側の主力として活躍した。時期を同じくし、東北部のモンゴル人地域ホロンベール（呼倫貝爾）においてもモンゴル独立軍が組織され、その南のチチハル地区においてもモンゴル自治軍が組織され、活動を行っていた。その他、東部内モンゴルの各モンゴル旗の王公達も情勢を観察し、民族主義青年らと連繋しつつ活動を行っていた。これらの東部内モンゴル地域で活動していた各勢力は関東軍の新政権樹立運動に取り込まれ、1932年2月18日鄭家屯で開かれた東

年 月 日	内 容
1932年02月06日	「モンゴル問題処理要綱」決定
03月09日	中央政庁「興安局」設置
07月05日	「旗制」公布
08月03日	「興安総署」設置（興安局改編）
1934年01月01日	北満特別区を廃止、分省に編入 興安東、北両分省の北鉄線路地帯特別区は当該省に移譲。
12月01日	「蒙政部」設置
1937年01月01日	錦熱蒙旗官制公布（錦州熱河両省内蒙旗対象）
06月01日	「國務院興安局」設置—蒙政部廃止—総裁にジャガル王が就任
1938年12月25日	「モンゴル裕生公債」発行—満州国が従来のモンゴル王公の「蒙租」徴収権利を国に奉上させ、従来の制度を整理した
1939年12月28日	錦熱蒙旗の整理と旗官制の改正
1940年04月20日	満州国國務院、旗制・旗官制の改正
05月12日	「蒙旗整理委員会」設置—蒙地に関する封建的所有関係を整理
1941年03月25日	興安局総裁にバトマラブダン氏が新任 前任のジャガル氏は参議就任 興安南省長にボヤンマントフ氏新任— 前任シュミンガー氏と交代
1943年09月20日	「興安総省」官制公布 総省長にボヤンマントフ氏が就任

部内モンゴル各旗代表会議で、モンゴル自治区の画定、モンゴル自治区外のモンゴル人居住保証、モンゴル人官吏の登用を含む諸条件を以って満州新政権樹立を支持する旨を表明した。当時、東部内モンゴルの大半を占めるジリム盟長のチメドセンピル（齊默特色木丕勒）とホロンベール地方の事実上の支配者リンチンが東北政務委員会委員となった。

関東軍においても、モンゴル人の自立の熱望と満州国建国方針に基づき「満蒙建設に伴う蒙古問題処理要綱」⁸³⁾の策定にあたり「蒙古人の為に特定の一省を設定して牧畜経済を主体とせる自治を行はしむ」方針を樹立した。その地域は東部内モンゴル全域、ホロンベール地域とチャハル省⁸⁴⁾を含むものであった。

その後、更に特定の特殊性を持つ一省を設置することへと検討が進んだ。当時満州国総人口は3,000万人と言われていたが、その30分の1に過ぎないモンゴル人に対して民生部と異なる特殊行政を行うことには、モンゴル人地域がその他の満州地域と比べて経済・産業の発達度が遅れていた事があげられる。また、他民族を交えない純モンゴル人地域だけでも満州国の3分の1の面積を占めている。この広大な土地で行う生産形態は土地を全民が総有する遊牧である。その土地所有形態も農業地域と異っており、言語・文化・民俗習慣・風俗も著しく他地域と異なっていた。一方、西部内モンゴル人に対する「平和的文化政策」、および外モンゴル人に対する「満州国との接触を図り平和的文化工作を施し相互の修好関係を樹立」させ「親日満の傾向に転ぜしめる」従来の方針の為に、特殊な民族行政区域の画定が企画された。このように、他民族地域と同一視できない特殊性があるとの見解に基づき、満州国が設立すると封建的に領有されている純モンゴル人地域を興安省に画定し、興安局の直轄地域とした。更に、モンゴル地域における特殊行政を行う他の原因に、当時の日本人の考えからモンゴルは人種的に日本人に近く、性格的にも類似点が多く、かつ清朝時代のように漢民族に対抗して日本の藩屏として期

待した側面もあったのであろう。関東軍の作戦・戦略の側面から見ると、兵要地的には蒙古地域は外モンゴルとソ連と国境が繋がっており、作戦・諜報活動においても重要な地点であったことは確かであろう。

大同元年6月27日、教令三十九号⁸⁵⁾を以って興安省の区域が基本的に画定され、興安東・南・北の三分省に分けて管理することとなった。また、省公署の下組織として各旗公署が設置された。また同年7月5日になると教令56号⁸⁶⁾を以ってモンゴル社会の階級制度を廃止、旗民は同等の権利義務を擁するとしたモンゴル地帯に旗制を公布した。

2. 興安南省

境界は四平とチチハルの鉄道線から西の漢人農業移民の少ない広大なところを指す。地形的に南北に渡って細長く、面積は7.6万平方kmである。南から東に周って奉天省、興安東、北分省、モンゴル国、興安西分省、チャハル、錦州と境界を持ち、概ねモンゴル独特な砂質草原である。住民は漢人とモンゴル人の雑居であり、モンゴル人45万人、漢人農民50万人⁸⁷⁾が居住している。その他、内地の日系人も2千人居住している。当時興安省に100万人のモンゴル人が居住していたとの統計から推定すると約5割のモンゴル人が興安南省に集中していることになる。

大同元年教令十七号⁸⁸⁾により、興安局の隷属機関として興安南分省公署官制が公布され、はじめはタルハン王府に省所在地を指定したが、交通が不便なため同年5月27日に鄭家屯（遼源）に分省公署を置いた。下部機関としてジャライト旗・ホルチン左翼南・中・後旗・ホルチン右翼南・中・後旗の合わせて7旗を設置した。これらの旗は基本的に従来のもんごる旗制をそのまま継続させ、大きな境界の変更と行政的変更は行わなかった。例えば、旗、県の下部組織である地域に街村制を実施するのは普通であるが、この地方において街村制を適用せず、従来のノトグ、ガチャ制をそのまま運用した⁸⁹⁾。康徳元年の中央機構改革によって蒙政部が設置されると、従来の4つの分省が省に昇格され、南省はクーロン旗（庫倫旗）と通遼

興安各省面積，人口（康德六年十月国勢調査による）

省別	面積(平方キロメートル)	人口	モンゴル人	モンゴル人比率
興安西省	73,934	763,701	143,942	18.5%
興安南省	76,866	1,026,635	449,559	43 %
興安東省	109,107	199,530	23,867	11 %
興安北省	156,230	132,426	31,017	24 %
合計	416,137	2,122,292	468,387	24 %

この他、モンゴル人は熱河省に134,852人、錦州省133,145人、その他の省外旗に計149,408人おり、合計1,056,792人である。

県をその統括下に置き、8旗1県の体制になった。

康德2年9月になると興安南省の省所在地をオーヤビョー（王爺廟）に移した。

3. 興安東省

興安東省は民国時代黒龍江省政府、清朝末期は黒龍江将軍に属するブタハ（布特哈）旗駐屯八旗管轄の地であった。大同元年3月1日満州国が建国されると、大同元年6月27日教令第三十九号を以ってその境界範囲を規定した興安東分省の行政が設置された。管轄するのは北から那文・巴彦・モリダワ・アーロン・布特哈左右両旗・キジャガルの7つが設けられた。大同2年7月になると那文・巴彦を合併させ巴彦旗とし、布特哈左右両旗を合併させ布特哈旗とし、東省は5つの旗が編成された。行政所在地を布西と定めたが、当時馬占山と蘇文柄の抗日軍が駐屯していたためチチハルに臨時事務所を置き、業務を開始した。

大同2年1月に馬占山と満州国の間で合意が得られ、政府が入ると彼が率いていた軍は解散し、興安東省所在地をジャラントン（札蘭屯）に移転させ、チチハルの事務所を閉鎖した。

康德元年12月の行政改革によって分省が省に昇格し、康德2年9月5日興安警察局官制の廃止によって一般行政と警察行政が一元化された。警察局は省民生庁の警務科に、地方警察署は旗警務科に改称された。

康德4年から6年にかけて興安東省は西北部満蘇国境の最戦前であって、従来の軍事的・経済的地位は著しく高められた。そして、康德6年にな

ると開拓事業・農林畜業の改良・地方行政機構の簡易化・特務警察の強化・土木事業などを含めた東省特有の省政3カ年計画を樹立させた⁹⁰⁾。特に康德6年、民生庁の下部機関であった警察科を分離して新たに警察庁を設置し、指紋監理室と警務・特務科を設置したことは他の省に見られず、国防上による警察の一元的指揮監督が図られたと思われる。

財政について、東省各旗も他のモンゴル旗と同じく従来の旗長たる王公は旗の収入を私有財源にしていた。満州国が建国されると地方行政の確立・財政政策の刷新を図り、他の省と同じく税金徴収機関と会計期間の分離、国税と地方税の統制整備、予算制度を厳格に実施した。

しかし、東省の人口は少なく、殆どのところが未開発だったので、現地住民の経済生産力は極めて貧弱であった。人が少ない分速やかに中央から支援が行き届き、また省財政の整備強化も行われた。康德6年になると、前年に歳入歳出予算総額が36万円余りだったのが、77万に跳ね上がり、また康德7年になると160万円⁹¹⁾に増加した。

4. 興安西省

本省は満州国の西端に位置し、面積は7万平方kmで、九州の1.7倍にあたる。興安嶺山脈が省を東北から西南に横断しており、シラムレン河（西遼河）が西から東に流れている。

大同2年3月、関東軍の熱河省への侵攻によって熱河省内に流れるシラムレン河の北部である純モンゴル人地域は興安西省とされ、興安総署に統括された。開放地である林西・開魯にはそれぞれ県制が実施され、その他ジャロード（札魯特）旗・アルホルチン（阿魯科爾沁）旗・バーリン（巴林）左翼旗・右翼旗・ヘシゲトン（克什克騰）旗・ナイマン（奈曼）旗の6旗、2県制である。

省内の未開放地にモンゴル人、開放地に漢人農民が居住しており、モンゴル人は主に牧畜を営み漢人農民は農業を営んでいる。康德5年の統計で人口は58万人を超えている。財政面では康德7年の歳入歳出予算が192万円となっている。

5. 興安北省

興安北省はホロンベール（呼倫貝爾）地方地帯をその境界として設置された。当時当地域に既に設置されていた呼倫・樺浜・室葦・奇乾4県⁹²⁾を省設置に先立って廃止し、大同元年6月27日教令三十九号を以ってソロン（索倫）左翼旗・右翼旗・エルト（鄂魯特）旗・ポリヤト（布里雅特）旗・シンバルグ（新巴爾虎）左翼旗・右翼旗・ホーチンバルグ（陳巴爾虎）右翼旗・ホーチンバルグ（陳巴爾虎）旗・オルチョン（鄂倫春）旗の8旗を設置し、省所在地をハイラルに置いた。ここで省境界線を確認したものの、省内旗の境界線は確認されておらず、大同2年5月ハイラルにおいて、興安北省各旗旗長会議を開き境界に関する基本合意を得、同年7月12日教令五十九号を以って決定、公布された。同会議では旗の再編成が行われ、また部族の名前が旗の名前になっているケースを改正し、旗の名前を河川などの名前に変更するという蒙政部の案が各旗長の反発に遭い、同意に至らなかったという⁹³⁾。

6. 省外モンゴル旗

省外モンゴル旗とは興安省以外のモンゴル旗の通称である。即ち、吉林省ゴルルス（郭爾羅斯）前旗・浜江省ゴルルス（郭爾羅斯）後旗・龍江省ドルベト（杜爾伯特）旗・イクミンガン（依克明安）旗の4旗を言う。これらの省外モンゴル旗の大部分は既に開放され、周囲に農業移民の県が設置され、興安省モンゴル旗と完全隔離された状態であった。また、モンゴル旗としての境界線は極めて不明確で、満州国建国当時はこれらの旗における主管と権限について極めて曖昧であり、モンゴル人は所属する旗の管理を受け、モンゴル人居住地を含む土地は県公署の管理下にある等、康德元年12月までの従来の体制と何等変化はなかった。しかし、省外モンゴル旗の問題は東部内モンゴルが満州国樹立運動に関わる最初の泰来会議から提議され、興安省モンゴル旗との隔離管理に疑問を持つモンゴル側代表は多かったのである⁹⁴⁾。康德元年12月になると地方制度改革に際し省外4旗に純モンゴル人地帯、またはモンゴル人居住地帯を画定した旗制を行い、蒙政部の管轄下に置くこと

とした。

7. 熱河・錦州省内モンゴル旗

熱河・錦州省内モンゴル旗とは熱河省内のジョオダ盟各旗の一部分、ジョスト盟各旗の一部分を指す通称名である。即ち、熱河省内のカラチン（喀喇沁）左旗・中旗・右旗・オンニユート（翁牛特）右旗・左旗・オーカン（敖漢）旗の6旗と錦州省内のトメード（吐默特）左旗・中旗・右旗の3旗を指す。

満州国建国当時、熱河・錦州省内各旗何れにも県が設置されており、満州国建国後も暫くの間県制を行うと同時に、モンゴル旗境界内に従来のモンゴル特有の行政が行われ、全体において旗、県の二重行政が行われた。二重行政は政策運営上極めて不便であり、土地所有権をめぐるモンゴル人と漢人農民の間に紛争も頻繁に起っていた。特に鉞山などに関する開発権を巡る争いは多かった。

康德3年12月17日に教令179号⁹⁵⁾を以って「熱河省及び錦州省内旗制及び旗官制」が公布され、熱河・錦州省内モンゴル人地域に特別旗制を実施することを決定、康德4年1月1日から実施された。この教令によって、省内各モンゴル旗が省長を経由して蒙政部大臣の監督を受けることとなる。また、康德6年に蒙地奉上に際し12月28日に勅令361号⁹⁶⁾を以って「熱河省及錦州省内旗制」が公布された。同日勅令362号⁹⁷⁾も公布され、旗制実施地区における県は廃止され、康德4年から行われてきた県旗複合属人行政は改正され、旗一本に行政が統合された。

満州国が建国されると、東部内モンゴルの純モンゴル人地域にモンゴル人特別行政区中央機関興安局が設置された。その下部機関として分省が設置され、直接モンゴル旗の業務を実施・監督した。これらの旗は旧ジリム盟管轄下の10旗とその後合併した熱河省、フロンベール地方の各旗計28に上る。

満州国の対モンゴル政策は保護・教化が根幹であり、いち早く従来の旧体制からモンゴル人を保護する措置がとられた。その範囲は当初興安省内部のモンゴル人地域であったのを、段階的に興安

省以外の地域へと広げ最終的に満州国内モンゴル人地域全体に特殊行政である旗制を実施するに至る。また、旗内のモンゴル人地域に置かれている県制を行政的に弱体化させ、蒙地奉上をきっかけに廃止へと導いた。

二 満州国の対モンゴル特別地方行政の実施

1. 旗制

満州国の対モンゴル特殊行政政策において、旗制は極めて特質を持っており特殊政策の端的現れである。満州国の諸行政機関において、モンゴル旗はモンゴル人を本位とする地方自治団体である。大同元年7月5日教令五十六号を以って満州国モンゴル旗制が公布され、従来のモンゴル社会に残存する貴族・平民の階級を撤回し、旗民の平等な権利と義務は旗制によって位置付けられた。また、旗長の任命制を公布し、慎重に旗民中心の政治へ転換する方策を試みていった。しかし、行政の中樞を担う人材は乏しく、また変動の時期における民心の動向も考え、満州国建国初期のモンゴル旗における新旗長は殆ど従来のモンゴル旗ザサグであった。また、新しく設置される国务院内部の役所及び省長にも旗ザサグの就任が多かった。興安局総長にジリム盟長ゴルルス（郭爾羅斯）前旗ザサグ・チメドサンピル（齊默特色木丕勒）が就任し、また興安南分省長にホルチン（科爾沁）右翼中旗ザサグ・エーシハイシュン（業喜海順）等、興安四分省の総ての省長はザサグ王であった。そのほかのポストにもこのような現象は見られる。例えば興安南警備司令官にはジャライド（札来特）旗ザサグ王バドマラブダンが就任している。

旗制の内容は従来の旗にとって大きな改革であった。財政面では予算案を確立させ、今までの旗長である王公の公私の混じった財政の立て直しが図られた。また、均等の税徴収制を実施、今までの私租徴収を撤廃した。しかし、このような近代的な改革は王公統治が根強い旗において到底実施し難いところであった。同時に、興安省は他の奉天、吉林、黒龍江の各省と比べて新設置の省であり、その行政組織も新たに作り上げる必要が

あった。これらのことを背景に、大同2年11月30日、教令第九十一号を以って旗制の改正を行い、興安総署が指定すれば旗に日系参事官を各1名配属する方針を樹立させた。

大同3年1月16日、興安総署令第一号に指定された参事官設置の各旗は以下のとおりである。興安東分省ブタハ（布特哈）旗、興安南分省ホルチン（科爾沁）左翼前旗、同後旗、同中旗、同右翼前旗、興安西分省ジャロード（札魯特）左旗、同右旗、バーリン（巴林）左旗、ヘシゲトン（克什克騰）旗、興安北分省エルゲナ（額爾克納）左翼旗であった。

日系参事官が旗に派遣され、旗長を補佐して旗制に規定した各政策を実施するにあたり、ようやく旗の行政改革に進展が見られた。しかし、満州国内のモンゴル人地域は興安省以外にもあった。そのため、満州国の対モンゴル行政政策は興安省以外のモンゴル人行政に対する政策にも重点を置きつつ進み、康徳7年5月満州国内の全てのモンゴル人地域に旗制が実施され、満州国におけるモンゴル旗行政の基礎が確立されるのである。省外モンゴル人地域の旗制適応経過については第一節にも触れたのでここでは省略する。

2. 旗の下部組織

一般省における県、市などの地方自治団体の下部組織には満州国「街村制」が適応されたが、興安省ではこれに代わってモンゴル旗以下の組織には従来のノタグ制、ジャラン制がそのまま継承され、実施された。ノタグ制はザサグ旗に、ジャラン制は総管旗に使われていたが、その規模は役割から見て実質的に変わらない。各旗は10前後のノタグを持ち、その長官をノタグダーとした。さらにその下の組織をガチャ、アイリとし、これも同等の組織であり、その長官をダーを付けて呼んだ。

康徳4年12月1日勅令四百十二号を以って「街村制」が公布されたが、その後も興安省内各旗には施行されず、各旗下部組織として従来の慣行であるノトグ制、ガチャ制が実施されていた。満州国中期になると興安南・西省の一部分の旗においてノトグを村という読み方もしたが、それは単な

る名称であり本質的に満州国が規定した「街村制」とは内容がかけ離れたものであった⁹⁸⁾。

3. 旗の財政

清朝末期の「新政」及び民国を通してモンゴル地方の行政制度が変化してきたが、旗における王公の統治体制には何ら変化はなく、満州国建国当初はモンゴル旗の旗民政治に封建的統治特徴を多く残していた。旗における財政決算はその端的な表れである。旗の収入は旗長であるザサグの収入であり、公私経済関係はまったく分離確立されていないかった。したがって、旗長である王公の負債は旗の負債でもあり、歳出・歳入を規定した予算案はなく、王公の意のままに流用できた。

また、蒙旗における税制は王公への奉仕義務としての位置付けがあり、税目も税額もその年とその地区によって異なっていた。康徳2年8月24日、勅令第百五号を以って地方税法を公布し、また康徳3年6月18日、勅令九十二号を以って改正し、税目並びに徴収などについて法的な手続きをとることを決定した。康徳3年12月26日に制定された省地方費法（勅令第二百号、康徳4年1月1日施行）は興安各省に適應されず、当方に定められた省地方費収入となるはずの各種収入は興安省収入として納入されず、従来通り旗の収入扱いとなった。その後、康徳6年になると地方費に関する他省の経験を生かし、興安省にも地方費法が新たに適應され（康徳6年12月7日勅令第三百六号同年12月10日施行）、従来旗の直接収入源となっていた税財政収入権を興安省に引き上げ、これにより再び興安省より各旗へ歳入支出を行い、よって各旗財政の調整を試みた。

蒙旗税目で特殊性を持ちまた大半を占めるのは、蒙租と山分と現有權益より発生する税津貼税である。

開放蒙地とは、モンゴル旗と清朝政府との合意の上に一定の規則に基づき漢人を招き、「荒圃を徴して執照を發給し爾後一定の蒙租を徴している」地域を指す⁹⁹⁾。即ち、漢人農業移民が入植する際、蒙旗に対して契約金である押租銀または荒圃と称する金額を支払うほか、その後毎年土地借

用賃金として蒙地租金を支払わなければならない。この蒙地租金を蒙租といい、モンゴル旗の主な収入源となっていた。蒙旗は開放蒙地内に蒙租徴収機関である蒙租局または地局を設置し、徴収した蒙租を国庫と半々に分けて入れることが慣行になっている。興安南省及び省外四旗は上述のような方法で蒙租徴収したが、興安西省の場合は開放蒙地内に設置された県に徴収権を委ね、県地稅局から旗に対して蒙租の半額が支払われた。興安東省の解放蒙地は最初から蒙租を徴収できなかったのである。

蒙地に開放地、未開放地が出現すると蒙租からなる旗税もいろいろと変化していった。旗内の未開放地は依然としてモンゴル人従来の牧畜業を営み、税の支払いは牧畜税が主となるが、開放地では耕作を営む漢人農業移民が多く、税収入の殆どは蒙租であった¹⁰⁰⁾。

4. 旗の教育

満州国建国当時、東部モンゴル地域のモンゴル人の教育は極めて不振であった。多くのモンゴル人は子供を寺へ行かせることを了解するものの、近代的な学校教育を身につけることは慣習と違うことであると拒んだ。また、清朝以来対モンゴル教育政策はモンゴル人を愚蒙させる政策であった。そのほか、モンゴル人の広大な草原における季節移動の牧畜生業と自給自足の社会生活がその子弟を教育するには極めて不便であり、その必要性に迫られることも殆どなかったのである。

清末民国期になると、内地の農業移民の浸入により漢人文化・教育も入り込んだ。対外的な接触が多くなるにつれて、モンゴル旗・王公の中でもモンゴル人の教育施設の必要性を痛感する人が現れ、学校を開き、留学生を中国・日本に送って教育の普及を図った。しかし、このような学校は依然としてモンゴル地域のごく一部に過ぎなく、新興学校教育について一般市民の認識は低く、殆ど旧慣であるラマ寺院にその期待を抱いていた。寺院が教育の主な担い手になっていたため、とりわけ女子の教育は進んでいなかった。またモンゴル語教育の立ち遅れと施設の不足によってモンゴル

語の教育は徹底的に行われることはなく、漢人教育に多くを頼っていた。

満州事変当時、学校は奉天とチチハルに蒙旗師範学校が二箇所しかなく、満州事変後、奉天の東北蒙旗師範学校の教員と生徒がモンゴル独立運動へと転身し、校長のメルセはハイラル独立運動の指導者となり、学生達は内モンゴル独立軍（鄭家屯）の幹部として活躍し、学校は事実上解散していた。チチハル蒙旗私立師範学校も関東軍のチチハル占領によりモンゴル側の新政権樹立運動の中堅を担うことになり、学校は名実ともになくなっていった。

満州国が建国されると興安局が設置され、政務処に文教科を置き、各分省公署は民生庁内に文教科、各旗は内務科の下に文教係りを置きモンゴル人の教育発展と教育施設の普及を図った。康德2年、蒙政部直轄の中等学校である興安学院を王爺廟に開校し、モンゴル人の養成にあたった。康德8年、満州国内蒙旗20ヶ所に中等教育学校が設置され、学生数は3,700名を上回った¹⁰¹⁾。また、初等教育学校は1,414校設置され、6万3千人を超えた。日本への留学生派遣もモンゴル学生の中で盛んに行われた。康德元年7月の統計でモンゴル系日本留学生は18名にとどまっていたが、康德8年5月になるとその数は118名に増え、その中で女性は11名に上っていた¹⁰²⁾。

興安学院は満州国唯一の国立中学校として発足した。康德2年7月30日、勅令第八十二号を以って興安学院官制を公布し、校舎を王爺廟に設置した。学院は5年制でモンゴル人中堅を担う学生を対象に実業教育と師範教育を主とし、モンゴル文化の向上とモンゴル地帯産業開発の实地指導の養成を目的とした。毎年小学校卒業者から50人を採用し養成した。康德4年4月1日に勅令第五十五号を以って興安学校官制を改正し、ハイラル興安学院を増設した。ハイラル興安学院は畜産技術の教育を主として設立された。康德6年になるとハイラル第一国民高等学校に合併改編され、同年2月23日勅令第三十号を以って興安学院官制を公布され、王爺廟にある興安学院のみに適応すること

とした。

満州国の対モンゴル教育政策の根幹は「蒙古人に蒙文及日文教育」を実施することであり、モンゴル地方で学校施設の増設と学生の受け入れが多くなると教員養成と共にモンゴル語教科書の編纂が急務となってきた。当時、興安総署にモンゴル語印刷工場は一箇所しかなく、その規模も小さいため「蒙文月報【興安総署彙報】の印刷に事足りる」程であった¹⁰³⁾。大同年間のモンゴル文学校教科書には当時奉天に開業していた東蒙書局から印刷されたものが多かったが、東蒙書局が閉鎖されるとモンゴル地方の学校の教材は不足し、またモンゴル人学生がすぐ中国語で授業を受けることにも困難が多いとの意見が出された¹⁰⁴⁾。このような状態で、新たに興安総署直営のモンゴル文字印刷工場の計画が進み「東京陸軍省調査班に所属する蒙文印刷所の資材及び従業員の譲受を、「交渉の結果了解を得て康德元年3月之を興安総署庁舎内に移設し七月工場完成操業開始」した¹⁰⁵⁾。

5. ラマ教について

東部内モンゴルにおいて、外のモンゴル人地域同様ラマ教の信仰は根深いものがあつた。その一つの現れは東部内モンゴル各旗におけるラマ寺の数とラマ僧の数である¹⁰⁶⁾。康德7年に満州国においてモンゴル人は106万人と言われている。その中の3万人が僧侶であり、ここには35人に1人の僧侶がいる計算になるのである。

ラマ教は大乗仏教の一派であり、16世紀に西モンゴルのアラタン・カーンによってチベットから伝承された。以来、全モンゴル人は仏教の信者となった。その前、モンゴル帝国及び元朝時代においてもモンゴル貴族はチベット仏教を信仰していた記録があるが、当時の紅派チベット仏教はモンゴルの牧民層に浸透しなかったため、元朝が後退するに連れて紅派文教も衰退した。その後、16世紀に入って来たのは黄派のラマ教であり、牧民層にも幅広い信者を持ってモンゴル社会に定着した。清朝になると満州貴族はラマ教をモンゴル人の懐柔政策に用い、モンゴルの弱体化を図ったことを第一章で述べた。ラマ教の振興によって、ラマの

勢力も拡大し、牧民の家から出家し、ラマ僧になれることは家族にとって誇りであり、一人出家して九族天に生ずることを普遍的に信じ込んでいた。従って、ラマ教は長年モンゴル人の精神生活を養い、モンゴル人の生活に不可欠になっていた。また、モンゴル地方で布施が家畜を以って行われるため、寺は多くの家畜を所有し、その放牧にシャビナル（お寺の学徒）と言われる寺院所属民を持つようになった。従って寺はお経、法事活動以外に寺院所属民を持つことによって、日常的に現在も行われている俗人政治に関わりを持つようになった。その後もモンゴル社会政治において寺の活仏が直接関与することはごく普通に行われていた。

もう一つの現れは社会における影響力の大きさである。その影響力は16世紀後半になると「(ラマ教を)蒙古人は上下を通じて之を奉せざるはなく吉凶禍福皆之に依頼」¹⁰⁷⁾するほどモンゴル社会の隅々まで影響を及ぼし、「王政と並んで偉大なる教権を有す」¹⁰⁸⁾国教的な存在にまで発展した。

(満州国が建国されると、今までのラマ教の腐敗問題が表面化し、改革を必要としたのである。)

ラマ教はモンゴル人にとって単なる宗教信仰の対象だけではなく、モンゴル社会におけるラマ僧の活躍にラマ教の持つ特性とモンゴル社会の特性が合致した結果ともいえる。仏教医学は人々から家畜までの病気を治す根拠であり、ラマはそれを実施する担い手の医者であった。また、天文・星に関する科学堂であり、インド・チベットを経てモンゴルに到来した哲学堂でもあった。更に日常生活の中でも出生、死亡、結婚、引越に及ぶまで一切の生活方針を決定する指導機関でもあった。そのため、モンゴルの音楽、舞踊、彫刻、建築、文字、文学まであらゆるモンゴル文化は仏教を中心に発展してきたと言っても過言ではない。このように仏教医学と哲学、お経はモンゴル社会の隅々まで浸透していた。

しかし、モンゴル地域に盛会したラマ教はあくまでも清朝の膨大な財政援助を前提としていた。清朝が崩壊するとモンゴルにおけるラマ教は致命

的な打撃を受け、衰退の一途を辿った。一方、清朝後期統治による漢人農民のモンゴル高原進出によってモンゴル人自身の経済力も弱体化し、ラマ教共済にいくらかも経済的力はなかった。

満州国が建国されるとモンゴル人のラマ教信仰の深みを配慮しつつも改革の方針を打ち出す必要があった。大同元年12月24日、興安総署訓令百九十二号「ラマノ政治干渉禁止ニ関スル件」を以って政教分離の態度を示した。訓令に建国以来モンゴル地方政治・行政におけるラマ教の干渉を批判し「政教分途各収実益」の方針を示した。一方、モンゴル社会に根強い影響力をもつラマ教に関して急激な変革がモンゴル人の反感を招くとの心配からその後のラマ教改革指導は宗教団体内部からの自主改革と信仰側の牧民の自覚に焦点を集めた。康徳2年、満州国から優秀な青年ラマの日本留学を促進し、帰国後ラマ教の内面的指導改革者の養成を試みた。日本側の受け入れ先は日本高野山、比叡山であった。このプログラムにより康徳8年、日本に留学したラマ数は48名に及んだ。また、ラマ僧は社会的に見て非生産者であることに鑑み満州国が建国されると出家の際、管轄する旗長の同意が必要であることを義務付けた。その影響を受けて大同元年当時、満州国内のモンゴル総人口に占めるラマ僧が3.1%から康徳8年の2.5%にまで減少した¹⁰⁹⁾。減少した実質人数は1,144名にも上るが、その原因の一つに康徳6年にラマ募兵が行われた事が述べられている。

康徳7年になるとやがてラマ教問題は政府の重要問題に取り上げられ、ラマ教整備要綱の決定へと導くのである。そして、8月19日になると同要綱が決定された。その内容を概説すると以下のとおりである。

- 1) ラマ教宗団を結成し、ラマ教改革の中心母体にする。
- 2) 廟に若い僧侶を対象にした国民義塾を設置し通わせる。成年ラマに対しては講習会を行う。
- 3) 従来のチベットへの永年遊学を統制し、蒙民厚生会などの補助により日本の寺院へ留学

させる。

- 4) ラマ階級の整理を行う。従来の称号などを統一整理する。
- 5) モンゴル文字の経典を普及する。
- 6) ラマ教総本山を建て、宗団が結成したと同時に設定し、宗務院を設置し、ラマ教を統制する。
- 7) 持廟財政の確立とラマ生計の安定¹¹⁰⁾。

モンゴルのラマ教は総本山をチベットに置く。その沿革からモンゴル地方寺院のラマ僧は殆どチベットに赴き宗教的指令を仰ぐ。満州国が設立すると満州国内における寺院の横のつながりと連繫・組織化を図り、まずラマ教宗団の結成を支援した。康德7年12月7日に新京において宗団発会式を行い、団長に興安西省罕廟のチャガン・ゲゲン・ホトグト（活仏）が選ばれ、執務機関である宗団院を罕廟に設置し、『満州帝国ラマ教宗団章程』が施行された。発会式に満州国内の一千を上る寺と三万に上る僧侶が参加した。宗団院の役員を任命し、罕廟に常住し「役員として勤むべきを指示」したところ「皆不服なく此処に至¹¹¹⁾」という。

『満州帝国ラマ教宗団章程』（後『章程』と称する）は、第一章総則、第二章宗団長、第三章宗務機関、第四章会議、第五章幹事及び顧問、第六章持廟ラマ及び信徒、第七章会計、付則の32個条よりなっている。その後、当『章程』により、ラマ僧侶に対する度牒制度を実施した。試験において「三分の一しか及第せずと云うあり、まちまちなりしも単に数を減ずるを目的と居たし居らざるにより試験も三回迄も行いて多くは及第せしめたり、只将来勉強せざればラマにもなれないとの気持ちを起こさしめんとするのみ¹¹²⁾」であった。

康德9年になると度牒制度に続いて廟産経済の整理合理化、宗団の自活的活動の促進、モンゴル文字経典の使用普及の方針が出された。今まで寺院間の連繫、宗教としての組織化が図れたことを背景に今後内部の莫大の廟産整理、モンゴル文字によるモンゴル人の精神文化の向上が図られた。

満州国はモンゴル民族ラマ教に対して「その根

ラマ廟調査表（1940年興安局発表）

省 別	廟 数	ラマ数(人)	廟平均(僧)
興安南省	183	7,280	52
興安西省	76	7,566	99
興安北省	26	3,528	135
熱 河 省	358	3,432	9
錦 州 省	284	5,901	20
吉 林 省	10	353	35
浜 江 省	12	211	17
龍 江 省	43	1,068	24
奉 天 省	38	358	9
合 計	985	29,697	30

出典：満州帝国政府編『満州国建国十年史』原書房、1969年（原刊1933—36年）、830ページ。

興安南省各旗ラマ廟とラマ僧数（康德2年現在）

興安南省各旗	廟数	ラマ数	廟/僧	注
ホルチン右翼前旗	8	925	115	
クーロン（庫倫）旗	18	350	19	
ホルチン左翼前旗	12	518	43	
ホルチン左翼後旗	42	1,704	40	
ホルチン左翼中旗	78	3,474	43	
ホルチン右翼中旗	15	764	51	
ホルチン右翼後旗	3	131	44	
ジャラード（札来特）旗	6	350	58	
合 計	182	8,216	45	

出典：興安南省公署編『興安南省概覧』康德2年、126ページ。（改定有り）

本教義は一切の人をして人格を円満完成せしめ安心立命を得せしめんとする大乘仏教の教理」と認める一方、その現状を「ラマの素質の低下、ラマ及び寺廟に対する蒙民の経済的負担の過重、地域的にラマの過剰に起因する人口資源の枯渇を派生し、蒙古民族の生活を窮迫せしめ¹¹³⁾」ているとの観点からその改革に取り組んだ。そして、康德7年以後、幾つかの変化が起った。

第一に、ラマ廟とラマ僧数が減少した。

興安南省の事例では康德2年から7年にかけて寺は25%減少し、ラマ僧は12%減少した。その原

因に、康徳2年から実施された出家の際の所属旗長認可制と康徳6年に実施したラマ募兵の実施が挙げられる。その後も、モンゴル地方におけるラマ僧対策は実施された。康徳9年に『度牒規制』（康徳9年1月1日から施行）が実施され、度牒考査により「応査者の徳行学識特に本宗団立教の本義、教導の指針に対する認識を重視して之を行うべし」（第十一条）と規程した。また「度牒考査に応査し得る年齢を過ぎ度牒を所持せざる者は、ラマたるの資格を認めず。」ことも規程された。

満州国のモンゴル地方ラマ教政策はそのモンゴル社会において支配階級に属し、また日常生活から精神世界まで支配していた宗教故に慎重に行われた。康徳7年から9年にかけて行われた一連の改革によってモンゴル地方のラマ増の数は減り、廟の財産整理、ラマ僧徳行が改善が進んだ。同時に、改革を経た宗教において中央における集権が進み、評価の基準に満州国によって規程された宗団の「立教の本義、教導の指針」が強調され、相対的に宗教的な側面が弱体化し政治服従へと進んだ。

三 モンゴル旗従来の特権と整理

1. 開放蒙地の処理と旧王公の善後処置

満州国が建国されると、今までの県の行政区域

興安南省各旗ラマ廟とラマ僧数（康徳7年現在）

興安南省各旗	廟数	ラマ数	廟／僧	注
ホルチン右翼前旗	4	677	169	
ターロン（庫倫）旗	6	301	50	
ホルチン左翼前旗	13	550	42	
ホルチン左翼後旗	34	1,759	51	
ホルチン左翼中旗	53	2,880	54	
ホルチン右翼中旗	12	510	42	
ホルチン右翼後旗	5	101	20	
ジャラード（札来特）旗	7	418	59	
通 遼 県	4	84	21	
合 計	138	7,280	52	

出典：満州帝国政府編『満州国建国十年史』原書房、1969年、828ページ。

に設置された蒙租徴収機関が業務を行う上、県と旗の摩擦が浮き彫りになり、また地籍整理事業を行うにつれ借用側である漢人農民の民法上の権利がこのままでは確定化出来ないため、更なる支障が生じていた。康徳3年から議題に上がった開放蒙地問題は康徳5年9月になると国家への奉業務として行なわれることになった。即ち、以前これらの地域に残存していたモンゴル各旗の現有権益が一切国家に奉業されるということである。奉業によって康徳6年1月1日を以って開放蒙地の蒙租局・地局といったモンゴル旗蒙租徴収機関は廃止され、蒙租は満州国地税に転換された。また、今までの借用側である漢人農民は地籍整理の結果民法上の所有権が認められた。蒙地奉業に対し満州国政府は毎年300万円の補助金を支出し、この内半分の150万円を関係各旗の行政補助とし、残りの150万円が新設の財団法人蒙民厚生会に支給されることとなった。また奉業の際、旧モンゴル王公達の功績を称え生計津貼を支給し、体面と生計とを長く保持できる方法を探ったという¹⁴⁾。その後、康徳5年10月3日国务院会議において開放蒙地奉業各旗の王公待遇要綱を決定し、要綱に基づき同年12月15日旧モンゴル王公裕生公債法を公布し、翌年1月以後対象となる王公に生計津貼を支給することとなった。王公待遇の要綱の要旨は以下の通りである。

1. 旧王公の従来有していた封建的権益を国家に奉業する。
2. 満州国政府は旧王公の生計と体面を維持させるため興安総裁を名義人に登録した公債を発給し、生計費として毎年の利子を支給する。
3. 生計費は満州国内に居住する王公を対象とし、従来の階級に応じて支払い額を設定する。また、承襲者に対しても支給する。
4. ザサグ、盟長、世襲ザサグに特別生計費を支払う。
5. 生計費は政府の許可を受けない限り債務の担保になれない。
6. 生計費の受給者で禁錮以上の刑に処されるものに対し、定期間の生計費を停止し、受ける

權益を取り消しする¹¹⁵⁾。

その後も政府は国務院会議を以って旧蒙古王公審議委員会規程¹¹⁶⁾を制定し、生計費支給王公の資格認定について審議を行った。その結果、満州国内において49の王公が生計費支給王公に認定された。

一方、熱河・錦州内各旗の蒙地について、漢人農民の入植は興安省より早く、広汎に渡ってモンゴル人と漢族農民との雑居が広がり、土地を巡る紛争も絶えなかった。満州国が建国されると大同2年、熱河省にて県制を実施したが、モンゴル旗は依然として従来の慣行に基づき属人行政を行っていた。そのため、県制は進展しなかった。その後、モンゴル人の反対もあり政府は康德4年1月1日よりモンゴル人を対象に旗制を実行し、同一地域に旗県の複合属人行政が実施されることとなった。康德5年になると興安省各旗の開放蒙地の奉上が進み、政府からは民族協和の民族精神もあり、熱河・錦州省の蒙旗旗地の解決案は急がれていた。8月14日の国務院会議において錦熱蒙地処理要綱に関する決定が出され、9月8日に同地域の旗地權益奉上の手続きが完了した。満州国政府は旧王公に対し、国務院訓令131「熱河錦州両省内蒙地に関する特殊權益奉上に伴う善後処理に関する件」、国務院訓令152「熱河蒙地権利及租子調整規程」¹¹⁷⁾を制定し、熱河錦州開放蒙地奉上後即ち康德7年1月以後前述開放蒙地奉上各旗王公待遇の要綱に準じそれぞれ生計津貼を支給した。善後処理要綱の要旨は以下の通りである。

1. 奉上特殊權益の内容は熱河省、錦州省における八つのモンゴル旗及びモンゴル王公達が従来所有していた地理権の奉上である。また、山分といった従来蒙旗領域における鉱山物の採掘を行う場合、旗に対して支払う納入金を地理権と共に奉上される。
2. 県旗複合制度を廃止し、従来旗内に置かれていた県が廃止され、これらの地域を含む新旗制が康德7年1月1日から実施される。
3. 政府は康德7年度より毎年旗に対し蒙民厚生費として150万円を支払う。内20万円を各

旗の財政補助とし、残りの130万円を財団法人蒙民裕生会を設立し、旗公署と協力し蒙民の厚生を図る。

4. 政府は旗地奉上記念事業として30万円を交付する。
5. 政府は旧蒙古王公に対し、生計と体面を維持すべく生計津貼の支給が行われる。

蒙旗蒙地奉上の結果、モンゴル王公達は「蒙地に対し従来有したる特殊權益」を放置し、将来国家において地税法を実施し、税を徴収する際モンゴル旗への配分は必要なくなった。また、鉱山発掘に関する旗への配慮もなくなり、旗の従来の蒙地・山分から徴収する税収入はなくなった。

これによって、満州国建国以来懸案であった開放蒙地問題は解決に至り、旧王公の善後処理も穏やかに行われた。

2. 満州国のモンゴル文化関連施設と機関

蒙古会館と「フヘ・トグ」報社

蒙古会館は康德4年6月に蒙政部が解消される際国内モンゴル人の文化関連施設として設立された。その設立目的を「満州国内全モンゴル人が民族協和の大精神を具現するため、先ず自己の向上発展の必要を痛感し自ら設立せる文化促進の機関にして又民族相互親和の施設である」とした。設立資金は一部のモンゴル旗からの寄付金と関東軍・満州国政府という国家機関からの寄付も財源とした。組織的に、新しく設立した国務院隷属の興安局総裁を理事長に財団法人登録し、政府の補助金と寄付を財源にモンゴル文化に関する幅広い事業を手がけた。項目別にみると①モンゴルに関する研究調査、②モンゴル参考資料館経営、③モンゴル語新聞・雑誌・書籍の発行・翻訳、④モンゴル人に対する日本文化の宣伝紹介等である。

モンゴル語新聞は当初蒙政部が週間新聞として発行していた「蒙古新報」の引継事業であり、初めの頃3,000部の発行数があったが、康德6年になるとノモンハン事変の勃発によってその発行数はさらに増え、25回発行で20万部を超えたという¹¹⁸⁾。康德7年11月に蒙古会館が解消されると、同年12月17日株式会社青旗報社が設置され、モン

ゴル語新聞の発行は新たに制定された新聞社法によって青旗報社から「フヘ・トグ」（青旗、モンゴル人の旗）として発行された。

蒙民厚生会

康德6年、興安省各旗の蒙地奉上により設立された。従来のモンゴル王公が所有する蒙地現有権益を満州国に奉上すると、満州国政府は毎年300万円の蒙民厚生資金を支出しモンゴル人の厚生に必要な諸経費に当てた。その半額が各旗に行政補助として支払われ、残りの150万円と開放蒙地奉上記念事業として支給された50万円及び各旗から集まった寄付金を合わせて蒙民厚生会の基本財源とした。康德6年5月に財団法人として設立され、事務所を興安南省王爺廟に設置した。

その後、蒙古会館が実施してきたモンゴル文化に加え、教育・経済・保健等についての事業をも積極的に行った。康德6年11月に蒙古会館が解消されると蒙民厚生会とその後設立された蒙民裕生会がその業務を引継いだ。特に蒙民厚生会は教育の面で立ち遅れていた教育施設の拡張整備、貧困学徒の学資補助、社会教育などに力を注いだ。康德7年までは満州国内におけるモンゴル関係中等学校は省立と国立しかなかった。康德7年に蒙民厚生会が興安南省に育成学院国民高等学校と伊胡塔産業技術院の二つの私立学校を設置し、社会教育を図った。その後も、モンゴル地方の医療環境改善のため、80万円の建築費を支出し王爺廟に医学院及び付属病院の設置を目指した。同時に、毎年20名の女子学生を奉天同善堂助産士学校に委託生として派遣した¹¹⁹⁾。また、青年ラマの日本留学資金の提供も行われ、康德8年になるとその数は48名に上った。

蒙民裕生会

康德6年9月に行われた熱河・錦州省各旗旗地奉上に際し、満州国政府は毎年130万円のモンゴル人更正資金の支出を決定した。これによりモンゴル旗側は康德7年2月5日に蒙民裕生会を設置し、資金運営を行った。蒙民裕生会は新京に本部を置き、関係する省、旗に支部を設置した。当会の財源は上述の政府補助を主とし、その定款に下

記の事業を行うことを明記した。

1. モンゴル人厚生に必要な資金の補助、施設に対する補助
2. モンゴル人の文化向上に必要な資金補助、施設に対する補助
3. モンゴルに関する資料の収集と刊行
4. その他、本会の目的達成に必要と認める事業に対し理事会の決議を経た事業

などであった。

小 結

満州国は建国初期、国内におけるモンゴル人特別行政区域—興安省を設置し、モンゴル行政全般を掌握した。その後、平民出身の知識人の要求も一部受け入れ、従来の地方組織—旗における王公政治の改革に乗り出し、平民出身の旗長が登場した。また、各旗に1933年から旗長補佐として日本人参事官が配置され、旗予算、公共事業などが行われるようになった。1932年11月に「興安各分省各旗旗地の保全に関する件」が公布され、モンゴル地域における従来の不法開墾を禁じた。1935年になると満州国の中央集権的国家体制の確立の一環として、蒙地奉上の要求があり、これに反対した一部モンゴル王族への鎮圧を経て、蒙地の国家所有が可能となった。

蒙地奉上によって運営される蒙民厚生会はその後のモンゴル人教育に貢献した。1943年当時奨学金を得ていた学生は959名に上り、日本、満州国全域の高等学校、中学校に通っていた。日本の近代的教育を受けた学生はその後モンゴル人社会の発展に大きな役割を果たしたことは言うまでもなく、民族主義的な青年は満州国崩壊後も東部内モンゴルの先進的な指導者で有り続けた。

モンゴル特別行政の実施によって、モンゴル人地域の更なる開墾が禁止され、また、漢人農民と一線を引いたことが、モンゴル語教育の発展を促した。

結 語

満州国は満州事変を直接的な契機として関東軍の軍勢力を背景に当時旧満州地方に作られた国家

である。矢内原忠雄は彼の『満州問題』に「満州国はその成立の事情からして、既に「厳然たる独立国家」であると同時に日本と特別密接なる「親善関係」に建つ国家たることが規定せられている」¹²⁰⁾と指摘した。矢内原の指摘通り、満州国の政治経済諸政策は限りなく日本の政治経済政策に影響された。中国から見れば日本の満州直接支配の実体を糊塗した真の傀儡国家である。だからこそ一方で満州国が中国周辺の少数民族に対して宥和政策を実施し、味方に付けてもらう必要があり、他方、造りあげた国家に近代的な国家統治制度を取り入れ、理想の法治国家を整備する必要があった。

しかし、満州国が目指した法治国家制度は文面上のものにしかならなかった。満州国政府組織として立法院が設置され「執政毎年之を召集し、常会会期を一ヶ月とし、必要に応じて執政は之を延長し得る」、「凡ての法律案、予算案は立法院の翼賛を経る」¹²¹⁾と政府組織法にあるものの、立法院は終始開設されず、満州国の法令は國務院の原案を参議府が審議し、執政が発布する教令として公布される始末であった。また、政府組織法によって、各長官は中国系満人が就任したものの、その下に次長席が用意され、日本人官僚による実務が行われた。國務院において、徹底した総務庁中心主義が行われ、庁官（長官）次官共に日本人官僚によって掌握された。そして、総務庁は他の部署における機密、人事、主計、需要を切り離して管理したことは満州国政府組織の最大の特徴であった。だからこそ、満州国の政策の立案において、人為的主観も、地域差も、柔軟性の政策も可能になった。

本稿では満州国がその構成部分である東部内モンゴルに対して実施した諸制度が他の地域と異なるところにその特殊性を求め、その後の東部内モンゴルに及ぼした影響を検討した。

本論文の前二章では、東部内モンゴルの満州国への統合の過程を記述し、第三、四章においては、満州国が東部内モンゴルに実施した一連の政策を考察した。

満州国の一部分として発足した東部内モンゴルでは建国早々から従来の諸社会制度のあり方が問題化された。その背景には、モンゴル特有の遊牧型牧畜経済があり、そして、長年清朝が実施した蒙旗制度の温存がある。従って、満州国は東部内モンゴル政策において特殊な政策を講じること余儀なくされるのである。

満州国の対東部内モンゴル政策を簡略にまとめると以下の三点に絞ることができる。一つ目は、満州国建国早期にモンゴル人特殊行政を設立させ、それを従来この地域で行われていた漢人、又は軍閥政権の省行政から切り離したこと。二つ目は、地方行政改革を行い、従来の王公の権限を廃止し、新しい地方自治団体として旗行政を樹立したこと。三つ目は、モンゴル旗が持っていた特殊権益＝蒙地の清算を行ったことである。

本論文では満州国の東部内モンゴル政策を主に三章「満州国の東部内モンゴル行政」と四章「満州国の東部内モンゴルの地方行政」において分析した。その結論は、14年間に渡る満州国の東部内モンゴル統治は、東部内モンゴル社会発展の最も重要な段階の一つであったということである。この間、東部内モンゴルにおいては地方行政改革が行われ、従来の社会構造に大きな変化をもたらした。同時に実施された財政政策、土地所有政策、衛生、教育政策は直接的、間接的に東部内モンゴル社会の近代化を推進した。内モンゴル近現代史を検討するに当たって、これらのことから満州国期の考察なしには論じられないとの見解に達した。

- 1) 姜念東他著『偽満州国史』（吉林人民出版社、長春、1980年）に並んで、満州事変を対象にした代表的な研究に易顕石他著『「九・十八」事変史』（遼寧人民出版社、沈陽、1982年、早川正訳『九・十八事変史—中国側から見た「満州事変」』新時代社、1986年）等がある。

また、資料について、『シリーズ 日本帝国主義侵華档案資料選編』（中華書局、北京、1988年）に中国人で満州国官僚として勤務しその後「改造」対象になり、戦犯として監禁された人々の「告発」

が納められている。『満州経済年鑑』等は日本語資料を翻訳して編纂され、テーマ別に収録されている。

影印本『偽満州国政府公報』（遼沈書社、沈陽、1990年）は全120巻に及び、「満州国政府公報」（康德元年から「政府公報」）3,370項目あまり、93,000ページに及ぶ資料が納められている。本資料は満州国十四年間分の「政府公報」を基本的に完全収録しており、原始資料として幅広く認められている。印刷数はたった150部である。（東京大学法学部図書館収蔵、G927/3318/G90）

- 2) モンゴルの地方政治単位、自治行政区域としてその由来は清朝に始まる。モンゴル行政である旗制にザサグ旗と総管旗の区分がある。ザサグ旗は昔から一定の地域を占めるモンゴル部族の集団を清朝が社会団体として認め、その集団に貴族、平民、奴隷の身分制を実施、部族長をザサグ（旗長）とし、世襲させた。総管旗は清朝の手によって諸部族、集団を八旗軍制に準じ編成した旗であり、旗長を清朝政府が任命する。この旗において身分制は明確ではない。旗地には漢人農民の進出を絶対的に禁止、旗民を一切旗長の自主統治に任せた。1902年になると清朝が法的に漢人農民の居住を認めた。その後、民国に入ると旗制は大きな組織的変更なくそのまま引き継がれたものの、上層機関として漢人行政省が設置され、旗が省の監督を受けるようになった。
- 3) ホルチン地域は今の中国内モンゴル自治区東部の通遼市科爾沁左翼中、後旗とヒンガン（興安）盟ホルチン右翼中旗、前旗の地域及びジャルート（札魯特）各旗、遼寧省、吉林省の一部分を指す。本来、チンギス・カーンの弟ハブト・ハセルの奉領地であり、地理的に女真部（現満州族）の起源地遼東半島及び東北地方から近いため、16世紀末期から貿易を通じて往来関係を築いていた。1612年ノルハーチはホルチン部ミンガン・タイジの娘を妃とした事をはじめ、その後、相互婚姻は盛んに行われた。
- 4) チャハル（察哈爾）部は明朝によって万里の長城以北に後退したモンゴル勢力の中でも正当性を

持つ中心部族であった。一七世紀初め頃、現在の内モンゴル自治区赤峰北・通遼市の西に遊牧していた。主な部落にヘシゲトン・ナイマン・ホジト・ウジムチン・ソニド・アマグチョグ・オーハン・ジュイドの八部落がある。

- 5) 参謀本部編刊『東部内蒙古調査報告経営資料』（1916年）62ページ。
- 6) 図1. 2を参照。
- 7) 中見立夫「近代世界におけるモンゴル人」若松寛『アジアの歴史と文化〈7〉北アジア』所収、同朋舎、1999年、131ページ。
- 8) 色音『蒙古遊牧社会の変遷』内モンゴル人民出版社、1998年。
- 9) 同上。
- 10) 安斎庫治『清末に於ける綏遠の開墾』『満鉄調査月報』第18巻、第12号所収、1938年、419ページ。
- 11) 南満州鉄道株式会社編刊『蒙地』（シリーズ、満州旧慣調査報告書）大正3年。
- 12) 満州国興安局編刊『開放蒙地奉上関係記録集成』（康德5年）10ページ。
- 13) 王士仁著『哲盟実録』（哲盟文化処、1987年）15-17ページ。
- 14) 前掲、南満州鉄道株式会社編刊『蒙地』
- 15) 前掲、色音『蒙古遊牧社会の変遷』
- 16) 柏厚孝之・濱田純一『蒙古地誌』富山房、大正八年、中巻所収、1,669ページ。
- 17) 「蒙古族通史」編写組編『蒙古族通史』下巻、民族出版社、2000年北京、43ページ。
- 18) 「蒙禁」政策は清朝のモンゴル人と漢民族の隔離支配策であり、「蒙禁」令によって漢民族のモンゴル地域への移住は厳しく制限され、経済的、文化的交流は禁止された。1902年光緒皇帝の「放墾蒙地」令が出され、貽谷を蒙旗墾務大臣に任命、事実上「蒙禁」政策の廃止となった。
- 19) 前掲、中見立夫「近代世界におけるモンゴル人」133ページ。
- 20) 現在のモンゴル国、清朝当時は漠北モンゴル、外部モンゴルと称していた。
- 21) 当時、内モンゴルは清朝初期に封じられた四九旗からなっていた。

- 22) 『モンゴル人民共和国通史』、『蒙古族通史』はウランバートル中央歴史資料館の公開資料から確認された旗の数として今まで引用している。近年、更なる資料公開によってその数は増え、関連学会では、38旗が既に明確に応じた回答を出したとの見解が主流である。
- 23) 中見立夫「ゲンサンノルブと内モンゴルの運命」護雅夫編『内陸アジア・西アジアの社会と文化』所収、山川出版社、1983年。
- 24) 前掲、『蒙古族通史』下巻、326-327ページ。
- 25) 日本外務省記録、参謀本部編刊、清朝事変第37号（明治44年12月10日）
- 26) 中国人民政治協商会議内モンゴル自治区委員会文史資料委員会編『内蒙古文史資料〈32巻〉内蒙古近代王公録』フフホト、1988年、12ページ。
- 27) 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』中巻、原書房、1966年（1933—36年黒龍会出版部刊の復刻）325-327ページ。
- 28) カラチン（喀喇沁）右旗人、ラマ僧。清朝肅親王訳員も務め、政界にも名前が知られる様になり、晩年北京で国会議員を務めた。
- 29) 1862年ゾスト盟カラチン（喀喇沁）右翼旗に生まれる。1911年7月モンゴル、イケ・クーロン（大庫倫、現モンゴル国ウランバートル市）からロシアに派遣されたモンゴル代表団の一員となり、1912年にボクト・カーン政権が樹立すると、内務省司官として活躍する。
- 30) 波羅・海爾「モンゴル独立運動中の内モンゴル1911—1914」『内蒙古近代史訳叢』第1巻、111-112ページ。
- 31) 1859年ホルチン（科爾沁）右翼前旗生まれ、同旗ザサグ。中国民族資本家から多額の資金を借款して、1904—06年にかけてロシアから20万ルーブルを借り、その返済に充てたという。1912年8月「東モンゴル独立宣言書」を散布し、決起するが、支援軍がなく敗北する。ボクト・カーン政権時代に兵務部副大臣となる。
- 32) バブジャブ（1875—1916）1911年モンゴルが独立を宣言すると当時彰武県警部司令官だったバブジャブは深夜家族と親近を連れて密かに国境を越え、モンゴル国ボグト・カーン政権に呼応する。その後、1911—12年にかけてモンゴル国派遣内モンゴル方面軍の指揮をとり、大モンゴル統一国の建設を夢見る。1915年の露・モ・中三者キャフタ協定の成立によって内モンゴルが自治外モンゴル体制から外されるとモンゴル態勢に反発し、自分の兵力をモンゴル・内モンゴル国境に集結させ、独自の行動を行っていた。中国内部で袁世凱が帝政をめざすと日本大陸浪人と満州貴族が「第二次満蒙独立運動」を起こし、バブジャブ軍が活躍する。しかし、袁世凱は1916年に急死し、運動は中止された。その後、孤立したバブジャブ軍は東北で張作霖軍と戦いを繰り返し、1916年に林西の戦いで戦死する。
- 33) 朝鮮軍への支援要請は18日夜に行い、19日1時的に赴援の電報もらうものの、その日の夜派遣を差し止められる。しかし、20日に林銃十郎司令官の策略によって国境を越え、吉林省戦線に突入する。遣外艦隊は山東その他方面の不安を理由に関東軍の要請を拒否した。
- 34) 片倉衷「満州事変機密政略日誌」（小林龍夫・島田俊彦解説『現代史資料〈7〉満州事変』〔みすず書房、1964年〕所収）183ページ、今後かっこの部分を省略する。
- 35) 同上、187ページ。
- 36) 同上、189ページ。
- 37) 同上。
- 38) 同上、192ページ。
- 39) 白井勝美『満州事変』中央公論社、1997年、78—79ページ。
- 40) ホロンベール出身のダゲールモンゴル人。1925年に内モンゴル人民革命党設立に当たって、中心メンバーとなり、当党が解散した後、ホロンベール青年党首となり、中国本土にたいして、ホロンベール地域の完全なる自治を要求してきた。1928年以後、後張学良の懐柔策により東北長官公署諮議となり、東北モンゴル師範学校の校長となり、奉天を拠点にモンゴル人の将来について講じた。
- 41) 外務省編刊『日本外交文書 満州事変、第1巻、第一冊』1977年、300ページ。

- 42) 同上, 322ページ。
- 43) 同上。
- 44) 現段階で武器弾薬の支援を受けた記録はない。
また、メルセが関東軍に対して何を期待したのかについても定かではない。
- 45) 関東軍から確実な支援を受けなかった背景に、メルセが明確に全モンゴル独立国を目指す独立運動の趣旨に賛同しなかった関東軍の警戒があったように思われる。
- 46) 中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史資料委員会編『内蒙古文史資料〈34巻〉偽滿興安史料』内蒙古文史書店発行, 1989年, 25ページ。
- 47) 片倉衷「満州事変機密政略日誌」小林龍夫, 島田俊彦解説『現代史資料〈7〉満州事変』みすず書房, 1964年, 192ページ。
- 48) 前掲, 『日本外交文書』335ページ。
- 49) ジョーオダ盟バーリン(巴林)旗出身。満鉄育成学校卒業。1930年, 満鉄鄭家屯公署員のとき, 鳥居龍蔵博士のモンゴル旅行の案内役を務めた。
- 50) 前掲, 片倉衷「満州事変機密政略日誌」197-198ページ。
- 51) 同上, 282ページ。
- 52) 前掲, 『内蒙古文史資料〈第34巻〉偽滿興安史料』28ページ。
- 53) 前掲, 片倉衷「満州事変機密政略日誌」211ページ。
- 54) 同上, 219ページ。
- 55) 同上, 223ページ。
- 56) 同上, 283ページ。
- 57) 同上, 317ページ。
- 58) 同上, 285ページ。
- 59) 同上, 352ページ。
- 60) 同上, 354ページ。
- 61) 前掲, 『蒙古族通史』433ページ。
- 62) 前掲, 片倉衷「満州事変機密政略日誌」223ページ。
- 63) 前掲, 『蒙古族通史』431ページ。
- 64) 前掲, 『内蒙古文史資料〈34巻〉偽滿興安史料』2-3ページ。
- 65) ナムハイジャブ(那木海札布) タワオスル(达瓦敖斯尔)「参加“鄭家屯会議”的回想」前掲, 『内蒙古文史資料〈34巻〉偽滿興安史料』所収。
- 66) 前掲, 片倉衷「満州事変機密政略日誌」388ページ。
- 67) 前掲, 片倉衷著「満州事変機密政略日誌」383ページ。
- 68) 図1を参照。
- 69) 満州弘報協会編刊『満州国現勢 康徳八年版』1941年, 98ページ。
- 70) 39ページ, 中央行政機関組織一覧表をご参照。
- 71) 1890年ジリム盟ゴルロース(郭爾羅斯)前旗王府に生まれ, ジリム盟長を経て1932年3月14日満州国興安総長就任。
- 72) 大正3年東京外語蒙古部を卒業, 三菱商事に入社しモンゴルを研究。その後満鉄に招聘され, 鄭家屯公所長となる。満州事変後関東軍に協力し, モンゴル語とモンゴル研究を生かして東部内モンゴル王公及び青年らの自立運動を助長する。1932年1月に東部内モンゴルが満州国領になれる決定的な鄭家屯会議を成功させる。
- 73) 大正8年帝大農科卒, 元満鉄ハルビン事務所勤務, 北満蒙を研究した。
- 74) 大正2年帝大農科卒, 熊本県留学生として赤峰に滞在した。
- 75) 大正12年ハルビンの日露協会を卒業し, 情報関係の仕事の従事。北満の情勢に精通しているという。
- 76) 満州弘報協会編刊『満州国現勢 康徳四年版』1937年, 4ページ。
- 77) 「政府公報」第946号(遼沈書社編『偽滿州国政府公報』第34巻所収, 1990年, 沈陽, 以後括弧の中を省略し, 巻数のみを表示する)
- 78) 「政府公報」第34巻, 号外, 康徳四年五月八日; 張國務総理大臣の機構改革大綱発表声明書。
- 79) 前掲, 「政府公報」第34巻, 第946号。
- 80) 前掲, 「政府公報」第35巻, 第954号, 康徳四年六月五日公布, 勅令第121号「興安局官制」
- 81) 前掲, 「政府公報」第34巻, 号外, 康徳四年五月八日國務院公布, 「満州国政治行政機構改革大綱」
- 82) 前掲, 「政府公報」第34巻, 第946号。

- 83) 片倉衷「満州事変機密政略日誌」小林龍夫・島田俊彦解説『現代史資料〈7〉満州事変』所収、みすず書房、1964年、368ページ。
- 84) 察哈爾省、当時はシリングル盟10旗とチャハル8旗を含む地域。
- 85) 「政府公報」第18号（遼沈書社編『偽満州国政府公報』第1巻、沈陽、1990年）
- 86) 前掲、「政府公報」第2巻、第21号。
- 87) 康徳六年末の統計による。
- 88) 前掲、「政府公報」第2巻、第31号。
- 89) 満州国通信社編刊『満州国現勢 康徳8年版』199ページ、康徳6年4月から通遼県に街村制を実施し、またモンゴル人地域には康徳6年5月から新制ノトグ制を実施し、ガチャを廃止した。
- 90) 同上 197ページ
- 91) 同上。
- 92) 民国11年設置。
- 93) 「満州帝国蒙政十年史」（「蒙古研究」第四巻 康徳九年刊行 蒙古研究会編）9ページ。
- 94) ナムハイジャブ【那木海札布】「回憶“泰来会議”前後」（『内蒙古文史資料〈第34巻〉偽満興安史料』所収、1989年、フフホト）
- 95) 前掲、「政府公報」第29巻、第831号。
- 96) 同上 第64巻 第1713号。
- 97) 同上。
- 98) 「満州帝国蒙政十年史」蒙古研究会編「蒙古研究」第四巻所収、康徳九年刊行、27ページ。
- 99) 竹村茂昭著『蒙地の話』（出版年、地不明）6ページ。
- 100) 興安総署調査科編刊『新興の興安省概観』1934年、12ページ。
- 101) 「内蒙古教育志」編委会編『内蒙古教育史志史料1』内蒙古大学出版社、1995年、152ページ。
- 102) 前掲「満州帝国蒙政十年史」32ページ。
- 103) 同上39ページ。
- 104) 「内蒙古教育志」編委会編『内蒙古教育史志史料2』内蒙古大学出版社、1995年、176ページ。
- 105) 前掲、「満州帝国蒙政十年史」39ページ。
- 106) 表「ラマ廟調査表（1940年現在）」を参照。
- 107) 参謀本部編刊「東蒙事情」大正四年十二月、5ページ。
- 108) 同上。
- 109) 前掲、「満州帝国蒙政十年史」39ページ。
- 110) 満州帝国政府編『満州国建国十年史』原書房、1969年（原刊1933—36年）、826ページ。
- 111) 橋本光寶著『モンゴル・冬の旅』ノンブル、1999年、30ページ。
- 112) 同上、30—31ページ。
- 113) 満州帝国政府編『満州国建国十年史』原書房、1969年、825ページ。
- 114) 前掲、「満州帝国蒙政十年史」51ページ。
- 115) 『開放蒙地奉上関係記録集成』（興安局調査科、1939年、16ページ）
- 116) 国務院法制処編纂『満州国法令輯覧』第一巻、第6章、康徳六年国務院院令8、「旧蒙古王公審議委員会規程」
- 117) 国務院法制処編纂刊『満州国法令輯覧』、第三巻
- 118) 前掲、「満州帝国蒙政十年史」53ページ。
- 119) 前掲、「満州帝国蒙政十年史」、57ページ。
- 120) 矢内原忠雄著『満州問題』昭和九年 岩波書店 P 89
- 121) 「政府公報」第1号【第1巻】（遼沈書社編『偽満州国政府公報』1990年 沈陽）